

Deutsche Bank

ドイツ銀行

ドイツ銀行ロンドン支店 2027年1月19日満期 南アフリカ・ランド建ゼロクーポン社債

一 売 出 人 一

エイチ・エス証券株式会社

ドイツ銀行ロンドン支店 2027年1月19日満期 南アフリカ・ランド建ゼロクーポン社債(以下「本社債」といいます。)の償還金額は、南アフリカ・ランドによって行われますので、円貨換算された本社債の価値および受取金額等は、外国為替相場の変動により影響を受けることがありますが、これらの外国為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、5.償還」をご参照下さい。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

くムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク>

〇格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称:ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ (https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

〇信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成28年5月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

<S&Pグローバル・レーティング>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称: S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社 (金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (http://www.standardandpoors.co.jp) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered) に掲載されております。

〇信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、 さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成28年5月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

くフィッチ・レーティングス>

〇格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称:フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社 (金融庁長官(格付)第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (https://www.fitchratings.co.jp/web/) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

〇信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

<u></u> 图 次

						貝
【表紙】					 	 1
第一部	【証券情報】				 	 4
第 1	【募集要項】				 	 4
第 2	【売出要項】				 	 4
1	【売出有価証券	\$]			 	 4
2	【売出しの条件	‡]			 	 6
第3	【第三者割当の)場合の特記事項】			 	 31
第二部	【公開買付けに	に関する情報】 …			 	 32
第三部	【参照情報】				 	 32
第 1	【参照書類】				 	 32
第2	【参照書類の補	捕完情報】 ⋯⋯⋯			 	 32
第3	【参照書類を総	覚覧に供している場	所】 …		 	 33
第四部	【保証会社等の)情報】			 	 33
「参照方	式」の利用適格	各要件を満たしてい	ることを	示す書面	 	 34
有価証券	報告書の提出日	日以後に生じた重要	な事実		 	 35
事業内容	の概要及び主要	要な経営指標等の推	移		 	 57

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27-外34-29

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出日】 平成28年12月12日

【会社名】 ドイツ銀行

(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長

ジョナサン・ブレイク

(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Debt

Issuance)

ディレクター 欧州市場部長

マルコ・ツィマーマン

(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance Europe)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン

タウヌスアンラーゲ 12

(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic

of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健 同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

同 大西信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【発行登録の対象とした売出有 社債

価証券の種類】

【今回の売出金額】 2,354万9,400南アフリカ・ランド(1億9,075万140円)

(注)上記日本円の換算は、1南アフリカ・ランド=8.10円の換算率(平成28年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の南アフリカ・ランドの日本円に対する対顧客電信売買相場の仲

値)により換算されている。

【発行登録書の内容】

提出日	平成27年12月22日
効力発生日	平成28年1月5日
有効期限	平成30年1月4日
発行登録番号	27-外34
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

()11117/21/2	(記載した場合)		NH 佐田 ファート フ
番号	提出年月日	売出金額	減額による 減額金額 訂正年月日
27-外34-1	平成28年1月14日	10億円	
27-外34-2	平成28年1月20日	3億1,200万円	
27-外34-3	平成28年1月26日	3 億3, 441万7, 500円	
27-外34-4	平成28年2月3日	44億8,800万円	
27-外34-5	平成28年2月3日	34億9,500万円	
27-外34-6	平成28年2月3日	29億6, 571万8, 000円	
27-外34-7	平成28年2月3日	74億3,761万2,000円	
27-外34-8	平成28年2月17日	4億8,056万400円	
27-外34-9	平成28年3月24日	3億円	
27-外34-10	平成28年3月31日	5億円	
27-外34-11	平成28年4月20日	1 億313万4, 372円80銭	
27-外34-12	平成28年4月20日	5 億8, 119万6, 000円	
27-外34-13	平成28年5月16日	1億5,000万円	サルキでみ り
27-外34-14	平成28年5月18日	1億5,000万円	該当事項なし。
27-外34-15	平成28年5月31日	7億5,680万円	
27-外34-16	平成28年6月2日	33億円	
27-外34-17	平成28年6月14日	18億8, 200万円	
27-外34-18	平成28年6月15日	10億6,510万4,324円	
27-外34-19	平成28年6月16日	4億2,000万円	
27-外34-20	平成28年7月25日	8億円	
27-外34-21	平成28年8月2日	5億円	
27-外34-22	平成28年8月26日	12億円	
27-外34-23	平成28年9月26日	2億円	
27-外34-24	平成28年9月26日	7億8,900万円	
27-外34-25	平成28年9月30日	2億円	
27-外34-26	平成28年11月28日	1億6,500万円	
_			

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
27-外34-27	平成28年11月28日	3億9,841万9,000円	吉 該当事項なし。	
27-外34-28	平成28年11月28日	7億4,780万8,320円		
実績合計額		347億2, 176万9, 916円80銭 (注)	減額総額	0円

⁽注) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】 (発行予定額-実績合計額- 4,652億7,823万83円20銭 減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし。

【残高】 (発行残高の上限-実績合計 該当事項なし。

額+償還総額-減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「計算代理人」ドイツ銀行ロンドン支店

「英国」または「連合王国」
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

「南アフリカ・ランド」 南アフリカ共和国の法定通貨

「日本円」または「円」 日本国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)】

	ドイツ銀行ロンドン支店 2027年1月19日満期				
銘柄	南アフリカ・ランド建ゼロクーポン社債				
	(以下「本社債」という。)(注1)				
ー 売出券面額の総額または	6,300万		2,354万9,400		
売出振替社債の総額	南アフリカ・ランド	売出価額の総額	南アフリカ・ランド		
近山1水有江頂 7 松碩	(注2)		(注2)		
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10万南アフリカ・ランド		
	2027年1月19日(当日が営業日でない場合は、翌営業日に繰り延べ、				
償還期限	繰り延べられた日が翌月となる場合は当日の前営業日とする。) (以				
	下「満期日」という。)				
利率	本社債の利息の定期的な支払は、一切存在しない。				
 売出しに係る社債の所有者	エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号				
の住所および氏名または名称	(以下「売出人」という。) 住友不動産新宿オークタワー27階				
	その他				
	「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、東京およびヨハネ				
	スブルグにおいて商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、				
摘要	かつ、通常の営業(外国為替および外貨預金の取引を含む。)を 行っている日(土曜日または日曜日を除く。)をいう。				
	17つ (いる p (工唯 p または p 唯 p を 床 く。)を いり。				
	その他の本社債の条件については、後記「2 売出しの条件、本社				
	情要項の概要」を参照のこと。				

- (注1) 本社債は、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)のデット・イシュアンス・プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づき、2017年1月18日 (ロンドン時間)(以下「発行日」という。)に発行会社により発行される。
- (注2) ユーロ市場における本社債の売出券面総額は6,300万南アフリカ・ランドである。
- (注3) 日本における投資者に対する償還金の支払は、満期日の翌営業日後以降となることが予定されている。
- (注4) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
 - ただし、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、本(注4)において「ムーディーズ」という。)よりBaa2、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジッ

ト・マーケット・サービシズ・ヨーロッパ・リミテッド(以下、本(注4)において「S&P」という。)よりBBB+、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下、本(注4)において「フィッチ」という。)よりA-(格付ウォッチ・ネガティブ、フィッチからの格付は、フィッチによる2016年11月3日付の発表に従って格下げの可能性のある見直しが現在行われている。)の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日(平成28年12月12日)現在、かかる格付の変更はされていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日(平成28年12月12日)現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第 66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁 長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番 号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録 番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、 インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムー ディーズ日本語ホームページ (https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx) の「信用格 付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載さ れている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャ パン株式会社のホームページ (https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered) に掲載さ れている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の ホームページ (http://www.fitchratings.co.jp/web/) の「規制関連」セクションにある「格 付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公 表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の37.38%	申込期間	2016年12月12日から 2017年1月13日まで
申込単位	額面10万南アフリカ・ランド 以上 額面10万南アフリカ・ランド 単位	申込証拠金	なし。
申込受付場所	売出人の日本における本店および所定の営業所(注1)	受渡期日	2017年1月19日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または名称	該当事項なし。	売出しの 委託契約の内容	該当事項なし。

- (注1) 本社債の申込および払込は、各申込人により売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。
- (注2) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、南アフリカ・ランドまたは円貨にて本 社債の払込を行う。
- (注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、または米国人(U.S. person)に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (注4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人(United States person)に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この(注4)において使用された用語は、米国の1986年内国歳入法典およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

本社債要項の概要

本社債の購入には、相当なリスクを伴い、本社債の購入は、本社債へ投資することによるリスクおよび利点を評価するために必要とされる金融および事業に関する事項についての知識・経験を有する投資者にのみ適合している。投資判断を行う前に、本社債の購入予定者は、本社債の性質およびリスクの負担の度合いについて理解し、かつ、自らの財務環境、財務状態および投資目的に照らして、本社債要項に記載の一切の情報を注意深く検討することを確実にしなければならない。

発行会社は、本社債に関する支払につき元利金等の上乗せをする義務はない。本社債につき支払われる金額はすべて、控除または源泉徴収により賦課または徴収されるすべての性質の現在または将来の公租公課または政府徴収金の計算において控除または源泉徴収して行われる(当該控除または源泉徴収が法律(米国の1986年内国歳入法典(以下「内国歳入法典」という。)の第1471条から第1474条まで、同条に基づく規則もしくは合意(内国歳入法典第1471条(b)に基づく合意を含む。)もしくは同条の公式解釈(以下、総称して「FATCA」という。)に基づき、またはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づく場合を含む。)により要求される場合)。

1. 通貨、額面、様式、一定の用語の定義

(1) 通貨および額面

本社債は、ロンドン支店(以下「ドイツ銀行ロンドン支店」という。)を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)によって、南アフリカ・ランド(以下「指定通貨」という。)建てで額面金額10万南アフリカ・ランド(以下「額面金額」という。)による総額6,300万南アフリカ・ランドで発行される。各本社債の「計算金額」は、10万南アフリカ・ランドとする。

(2) 様式

本社債は、無記名式で発行される。

- (3) 仮大券·交換
 - (a) 本社債は、当初、利札または賦札を伴わない仮大券(以下「仮大券」という。)の様式で発行される。仮大券は、利札または賦札を伴わない永久大券(以下「永久大券」といい、仮大券と合わせて、個別に、または総称して、「大券」という。)と交換することができる。仮大券は、本社債の発行日までに決済機関の共通預託機関(以下「共通預託機関」という。)に交付される。いずれかの本社債が仮大券により表章されている間、交換日(以下に定義する。)までに本社債について支払われるべき元本、利息(もしあれば)その他の金額は、米国財務省規則の規定により、当該本社債に係る権利の実質所有者が米国人ではない旨または米国人に転売するために本社債を購入したものではない旨の(所定の様式による)証明書を関連する決済機関が受領しており、かつ関連する決済機関が(その受領した証明書に基づき)同様の証明書を財務代理人に付与した場合に限り、仮大券の呈示と引換えに支払われる。
 - (b) 仮大券は、仮大券の発行日から40日後の日(以下「交換日」という。)以後、仮大券に記載されるとおり、請求により、上記の実質所有者の証明書と引換えに(ただし、当該証明書が既に付与されている場合は、この限りではない。)、永久大券に係る権利と(無料で)交換することができる。
 - (c) 仮大券の保有者は、交換日以後に履行期が到来する元本、利息またはその他の金額の支払を受ける権利を有しない。ただし、正当な実質所有者の証明書があるにもかかわらず、仮大券の永久大券に係る権利との交換が不当に留保または拒絶されている場合はこの限りでない。

(d) 永久大券は、交換事由が発生した場合にのみ、その全部(一部は不可)を、額面金額による個別の確定様式による本社債(以下「確定証券」という。)と(無料で)交換することができる。かかる目的において、「交換事由」とは、①債務不履行事由(後記「9.債務不履行事由」に定義する。)が発生し、継続していること、②決済機関が14日間連続で休業していること(祝日、制定法上の、またはその他の理由によるものを除く。)、または業務を永久に停止する意向を発表した旨もしくは実際に営業を停止し承継決済機関を利用することができない旨の通知を発行会社が受けたことまたは③発行会社が、本社債が確定様式による永久大券により表章されていた場合であれば受けなかったであろう不利な税効果を受けたことまたは受けることとなることをいう。交換事由が発生した場合、発行会社は、後記「12.通知」に従い、速やかに本社債権者に対する通知を行う。この場合、関連する決済機関(永久大券に係る権利の保有者の指図に基づき行為する。)は、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができ、また上記③の交換事由が発生した場合、発行会社もまた、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができる。当該交換は、財務代理人が最初に通知を受領した日から45日以内に行われる。

(4) 決済機関

仮大券および永久大券は、(永久大券の場合、本社債に基づく発行会社のすべての債務が履行されるまで)決済機関により、または決済機関のための共通預託機関により保管される。「決済機関」とは、クリアストリーム・バンキングSA、ルクセンブルグ(以下「CBL」という。)およびユーロクリア・バンクSA/NV ブリュッセル(以下「ユーロクリア」という。)ならびに当該資格におけるこれらの承継人をいう。

本社債がいずれかの決済機関またはかかる決済機関のための(共通)預託機関に預託された大券により表章されている限りにおいて、決済機関の記録上、本社債の特定の元本金額を保有する者として一定期間表示される者(決済機関を除く。)は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、本社債の元本金額(この点に関して、各人の口座にある本社債の元本金額について、決済機関により発行された証書その他の書類は、明白な誤りである場合を除き、あらゆる目的において最終的なものであり、かつ拘束力を有するものとする。)を保有する者として扱われるものとする。ただし、本社債の元本金額の元本の支払または当該元本金額より生じる利息の支払に関するものを除き、同様に、関連する大券の持参人は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、関連する大券の条件に従って、当該元本金額を保有する者として扱われるものとし、また、「本社債権者」および「本社債の保有者」ならびにこれと関連する表現についても、同様に解釈されるものとする。

本社債は、伝統的な大券の様式により発行され、またユーロクリアおよびCBLの双方のため、共通 預託機関によって保管される。

(5) 本社債権者

「本社債権者」とは、本社債との関連では本社債の保有者を意味し、大券により表章される本社債 との関連では前記「(4) 決済機関」に記載されるとおりに解釈されるものとする。

2. 地位

本社債に基づく債務は、発行会社の無担保かつ非劣後の債務であり、相互に同順位であって、発行会社の他のすべての無担保の非劣後債務と同順位である。ただし、破綻処理が発行会社に対して行われた場合または発行会社の解散、清算、倒産、和議もしくは倒産を回避するための他の手続の場合において、一定の無担保かつ非劣後の債務に対する制定法上の優先権に服する。

3. 利息

(1) 利息の定期的支払の不存在 本社債の利息の定期的な支払は、一切存在しない。

(2) 本社債の支払遅延

いずれか本社債に関して、後記「5. 償還(1)満期償還」、後記「5. 償還(3)早期償還金額」に基づく当該本社債の償還により、または後記「9. 債務不履行事由」において定めるところによって当該本社債の履行期が到来し支払われるべきことになることにより支払われる金額が不当に留保または拒絶された場合、当該本社債に関して履行期が到来し支払われるべき金額は、「償却券面金額」の定義において定めるところにより計算される金額であるものとし、同定義中における償還が予定される日または当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日との記述は、次に掲げるもののいずれか早い方の日に読み替える。

- (a) 当該本社債について履行期が到来しているすべての金額が支払われた日。
- (b) 当該本社債について支払われるべき資金の全額が財務代理人によって受領され、およびその 旨の通知が後記「12. 通知」に従い本社債権者に対してなされた日から5日後。

4. 支払

(1) 元本の支払

本社債が大券により表章されている限り、本社債に関する元本は、後記「(2)支払方法」の項に従い、米国外の財務代理人の指定事務所において支払時に大券の呈示および(一部支払の場合を除き)引渡しと引換えに支払われるものとする。

確定証券に関する支払は、後記「(2)支払方法」の項に従い、財務代理人または米国外のその他の 支払代理人に対する関連する確定証券の呈示および(一部支払の場合を除き、その場合は本社債が 裏書きされる)引渡しと引換えに支払われるものとする。

(2) 支払方法

適用ある財政および他の法令に従い、本社債について支払期日の到来した金額の支払は、関連する 通貨の国の主要な金融中心地にある銀行において受取人により開設された当該通貨建ての口座(日本の非居住者に日本円で支払う場合、非居住者口座であるものとする。)への入金または振込に よって、自由に流通および交換が可能な通貨をもって行われるものとする。

(3) 米国

「米国」とは、アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含む。) および属領(プエルトリコ、米領バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア、ウェーク島および北マリアナ諸島を含む。) をいう。

(4) 免責

本社債が大券により表章されている限り、発行会社は、支払うべき金額について大券の保有者またはその指図先に対する支払により免責される。関連する決済機関の記録上大券により表章される本社債の特定の元本金額の実質所有者として表示される者は、発行会社が大券の保有者またはその指図先に対して行った支払に対する持分について、関連する決済機関のみに対して請求しなければならない。確定証券の場合、発行会社は、本社債の持参人に対する支払により免責される。

(5) 支払営業日

本社債に関する金額の支払日が支払営業日でない場合、本社債権者は、その翌支払営業日まで支払を受けることができず、当該遅延について利息その他の支払を受けることができない。かかる目的において、「支払営業日」とは、(a) ロンドン、ニューヨーク、東京およびヨハネスブルグ(b) 指定通貨の国の主要な金融中心地ならびに(確定証券の場合に限り)(c) 支払呈示場所において、決済機関が営業を行い、および支払を決済し、ならびに商業銀行および外国為替市場が支払

を決済し、通常の営業(外国為替および外貨預金の取引を含む。)を行っている日(土曜日または 日曜日を除く。)をいう。

(6) 元本の記載

本社債要項における本社債に関する元本の記載は、償還金額、早期償還金額その他本社債に基づきまたはこれに関して支払われるべき金額を含むものとみなされるものとする。

5. 償還

(1) 満期償還

早期に償還または買入消却されない限り、計算金額に相当する本社債の各元本金額は、2027年1月19日(当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り延べ、繰り延べられた日が翌月となる場合は当日の前営業日とする。)(以下「満期日」という。)に、償還金額により償還されるものとする。「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、東京およびヨハネスブルグにおいて商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ、通常の営業(外国為替および外貨預金の取引を含む。)を行っている日(土曜日または日曜日を除く。)をいう。本社債の当該各元本金額に関する「償還金額」は、計算金額当たり10万南アフリカ・ランドとする。

(2) 違法性による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行または発行会社の債務をヘッジするための取決めが政府、行政、立法もしくは司法の当局もしくは権力の適用ある現在もしくは将来の法律、規則、規制、判決、命令または指令を遵守した結果により、またはこれらの解釈により、全部または一部において、不法、違法もしくはその他禁止されているものであるか、または禁止される見込みであると計算代理人が合理的に判断した場合、発行会社は、本社債権者に対して、後記「12. 通知」に従い、10日以上30日以下の通知(かかる通知は撤回不能とする。)をすることにより、かかる通知の期間の経過をもって、本社債の全部(一部は不可)を償還することができ、本社債は、早期償還金額で償還される。

(3) 早期償還金額

計算金額に相当する本社債の各元本金額の早期償還金額(以下「早期償還金額」という。)は、償却券面金額から早期償還解消費用を控除した額に相当する。

「早期償還解消費用」とは、計算代理人により決定される、本社債の償還および関連するヘッジまたは関連する取引のポジションの終了、決済または再構築に関して発行会社が負担した一切の経費、費用(資金調達の損失を含む。)、公租公課の総額(重複はしないものとする。)に相当する金額であり、当該金額は、計算金額に相当する本社債の各元本金額に対して比例按分される。

「償却券面金額」とは、(i)計算金額に(ii)以下の算式の計算結果を乗じた額をいう。 RP × (1+AY)^y

上記における記号の意義は次のとおりである。

「RP」は、百分率で表示される参照価格をいう。

「AY」は、小数で表示される償却利回りをいう。

「y」は、本社債の発行日(同日を含む。)から償還が予定される日または当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日(いずれか場合による。)(同日を含まない。)までの日数(各月を30日とする12か月からなる年360日を基に計算される。)に相当する分子および360を分母とする分数である。

「参照価格」は、37.38%である。

「償却利回り」は、0.1033777である。

6. 代理人

(1) 選任

財務代理人、支払代理人および計算代理人(以下、個別にまたは総称して、「代理人」という。)ならびに各々の事務所は、以下のとおりである。

財務代理人: ドイツ銀行ロンドン支店

連合王国、ロンドン EC2N 2DB、

グレート・ウィンチェスター・ストリート1

ウィンチェスター・ハウス

(以下「財務代理人」という。)

支払代理人: ドイツ銀行ロンドン支店

連合王国、ロンドン EC2N 2DB、

グレート・ウィンチェスター・ストリート1

ウィンチェスター・ハウス

(以下「支払代理人」という。)

財務代理人は、計算代理人(以下「計算代理人」という。)を兼務する。

各代理人は、各々の事務所を他の事務所に変更する権利を常に留保している。

(2) 選任の交代または終了

発行会社は、いつでも、財務代理人、支払代理人または計算代理人の選任を変更または終了し、他の財務代理人、他のもしくは追加の支払代理人または他の計算代理人を選任する権利を留保している。発行会社は、常に(a) 財務代理人および(b) 計算代理人を維持しなければならない。これらの代理人の交替、終了、選任または変更は、後記「12. 通知」に従い、30日以上45日以下の事前の通知を本社債権者に対して行うことにより、その効力を生じる(倒産の場合を除く。この場合、直ちに効力を有するものとする。)。

(3) 発行会社の代理人

各代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対して義務を有するものではなく、 本社債権者との間に代理関係または信託関係を有するものでもない。

7. 税務

本社債に関して支払われる一切の金額は、控除または源泉徴収の方法により賦課または徴収されるあらゆる性質の現在または将来の公租公課または政府徴収金の計算における控除または源泉徴収が法律(米国の1986年内国歳入法典(以下「内国歳入法典」という。)の第1471条から第1474条まで、同条に基づく規則もしくは合意(内国歳入法典第1471条(b)に基づく合意を含む。)もしくは同条の公式解釈(以下、総称して「FATCA」という。)に基づき、またはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づく場合を含む。)によって必要な場合、当該控除または源泉徴収が行われるものとする。

8. 時効

(1) 時効

本社債は、元本の場合は該当日から10年以内に支払のために呈示されなかった場合には、無効となる。

(2) 交換

本社債を紛失、盗難、損傷、摩損または破損した場合には、財務代理人の指定事務所において、請求者がこれにより生じた経費および費用を支払い、かつ発行会社が合理的に要求する証拠および補償の条件に従うことにより、交換することができる。損傷または摩損した本社債は、新たな社債が発行されるまでに提出されなければならない。

本「8. 時効」の目的において、「該当日」とは、最初に履行期が到来した日をいう。ただし、支払われるべき金額の全額が履行期までに財務代理人により受領されていない場合には、支払金額の全額が適式に受領され、後記「12. 通知」に従い、発行会社により本社債権者に対してその旨の通知が適式に行われた日をいう。

9. 債務不履行事由

(1) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生した場合には、各本社債権者は、自身が保有する本社債の期限の利益の喪失を宣言し、早期償還金額(前記「5. 償還 (3) 早期償還金額」に定義する。)により直ちに償還するよう請求する権利を有する。

- (a) 発行会社が関連する期日から30日以内に元本の支払を怠った場合。
- (b) 発行会社が本社債につき発生するその他の債務を適式に履行することを怠り、当該不履行につき財務代理人が本社債権者からの通知を受領した後60日を経過した後も当該不履行が継続している場合。
- (c) 発行会社がその金融債務を満足させる能力に欠けていることを発表した場合または支払を停止 した場合。
- (d) ドイツの裁判所が発行会社に対する倒産手続を開始した場合。

本社債の期限の利益の喪失の宣言は、その宣言前に債務不履行事由が治癒した場合には、行うことができない。

(2) 定足数

上記(1) (b) に規定する事由について本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知は、当該通知の受領時点において、本社債権者に対して本社債権者の本社債の期限の利益の喪失を宣言させる権利を付与する前記(1) の(a)、(c) または(d) に規定するいずれかの事由が発生していない限り、財務代理人が発行済の本社債の元本金額の10分の1以上の本社債権者から当該通知を受領した場合にのみ有効となる。

(3) 通知の様式

本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知を含む前記(1) に基づく通知は、財務代理人に対し、宣言書を手交する方法または郵便で送付する方法により行うものとする。

10. 発行会社の交替

(1) 交替

以下に掲げる場合、発行会社(または以前に発行会社の地位を交替した会社)は、本社債の元本の 支払に不履行がない場合、本社債権者の承諾なくして、いつでも、本社債に基づき、または本社債 に関連して発生する一切の債務につき、発行会社に代わり、他の会社(以下「承継債務者」とい う。)を主たる債務者として交替させることができる。

- (a) 承継債務者が、本社債に基づき、または本社債に関連して発生する支払債務を全額引き受ける 場合。
- (b) 承継債務者が、必要なすべての認可を取得しており、かつ財務代理人に対し、本社債に基づき 発生する支払または債務を完了するために必要なすべての金額を所定の通貨建てにより送金す ることができる場合。
- (c) 発行会社が、撤回不能かつ無条件で、各本社債権者のため、本社債に関する承継債務者により 支払われるべき全額の支払を保証する場合。

発行会社は、本社債権者に対して、後記「12. 通知」に従い通知することにより、本社債のために 行為する事務所(Niederlassung)を変更する権利を有するものとし、当該通知を行う前に変更が 行われていない場合には、当該変更日を当該通知に明記するものとする。

(2) 通知

当該交替についての通知は、後記「12. 通知」に従い公表される。

(3) 記述の変更

当該交替の場合には、本社債要項中の発行会社に関する記述は、その時点以後、承継債務者を指し、発行会社の税務上の目的における住所国または居住国に関する記述は、その時点以後、承継債務者の税務上の目的における住所国または居住国を指すものとみなす。また、当該交替の場合、前記「9. 債務不履行事由」(1)債務不履行事由」に掲げる(c)においては、前記「10. 発行会社の交替 (1) 交替」における保証に基づき発行会社が保証人としての債務に関して、承継債務者に関する記述に加えて、発行会社に関する記述が含まれるものとする。

11. 追加発行、買入れおよび消却

(1) 追加発行

発行会社は、発行済の本社債とともに単一のシリーズを構成するように、随時、本社債権者の承諾なくして、あらゆる点において(または発行日、利息の金額および最初の支払の日ならびに/または利息が発生する日を除くあらゆる点において)本社債と同一の条件を有する追加の社債を発行することができる。

(2) 買入れおよび消却

発行会社は、随時、公開市場においてまたはその他の方法により、いかなる価格でも、本社債を買い入れることができる。発行会社が買い入れた本社債は、発行会社の選択により、保有、転売または消却するために財務代理人に引き渡すことができる。

12. 通知

決済機関に対する通知

確定証券が発行されるまでの間、かつ本社債を表章する大券が一括して決済機関により保有されている限りにおいて、発行会社は、決済機関が本社債権者に対して連絡するため、本社債に関するすべての通知を決済機関に対して行うことができる。当該通知は、決済機関に対して行った通知の日付にて本社債権者に対してなされたものとみなされるものとする。

13. 1999年契約法 (第三者の権利法)

本社債の条項を執行するため、1999年契約法(第三者の権利法)に基づく権利は、何人に対しても付与されない。ただし、この点については、同法とは別途存在し、または利用可能なあらゆる者のいずれの権利または救済手段につき影響を与えるものではない。

14. 社債権者集会

代理契約には、本社債または代理契約の条項の変更に関する特別決議による承認を含め、本社債権者の利益に影響する事項につき検討するための社債権者集会の招集に関する規定がある。社債権者集会は、発行会社により、または該当する時点で発行済の本社債の元本金額の10%以上を保有する本社債権者の書面による請求があった場合に招集することができる。特別決議を可決するための社債権者集会の定足数は、該当する時点で発行済の本社債の元本額の50%以上を保有または代理する複数の者であり、延会となった社債権者集会の定足数は、保有され、または代理される本社債の元本額とは関係なく、本社債権者またはその代理人が複数いることである。ただし、本社債または利

札に関する一定の条項の変更(①本社債の満期日もしくは本社債の利息の支払日の変更、②元本もしくは本社債に関して支払われるべき利率の減額もしくは消却、③本社債の支払通貨の変更または④一定の点における約款捺印証書の修正を含む。)が議案に含まれる社債権者集会において、定足数は、該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する複数の者であり、または延会となった場合には、該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する1名以上の者である。代理契約により、①決議において投票総数の4分の3以上を構成する多数により、代理契約に従って適式に招集され開催された集会において可決された決議、②該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する者により、もしくは代理して署名された書面の決議または③該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する者により、もしくは代理して関連する決済機関を通じて(財務代理人の満足する様式による)電磁的同意の方法でなされた同意は、各場合において、本社債権者の特別決議として効力を有するものとする。社債権者集会で可決された特別決議は、すべての本社債権者(当該社債権者集会に出席していたかどうかにかかわらない。)を拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者の承諾を得ずに以下の変更を行うことができる。

- (a) 本社債権者の利益を損なわない本社債、約款捺印証書または代理契約の変更(上記のものを除 く。)。
- (b) 本社債、約款捺印証書または代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更または明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するため、もしくは法律上の強行規定を遵守するためになされる変更。

当該変更は、本社債権者を拘束するものであり、前記「12. 通知」に従い、変更後可及的速やかに 本社債権者に通知される。

15. 準拠法、裁判管轄および執行

(1)準拠法

約款捺印証書および本社債ならびにこれらに基づき、またはこれらに関連して発生する一切の契約 外債務については、英国法が適用され、同法に従って解釈される。

(2) 裁判管轄

- (i) 後記15 (2) (iii) に従い、英国の裁判所は、本社債に基づき、またはこれに関して発生する一切の紛争(これらの存否、有効性、解釈、履行、違反もしくは終了またはそれらの無効の帰結についての一切の紛争およびこれらに基づき、またはこれらに関して発生する契約外債務に関する一切の紛争を含む。)(以下「紛争」という。)を解決する専属的管轄を有しており、ならびに、これにより、発行会社およびいずれかの本社債権者は、それぞれいずれかの紛争に関連して、英国の裁判所の専属的管轄に服している。
- (ii) 本15(2)の目的において、いずれかの紛争を解決するのに不便宜または不適切な法廷地であるとの理由により、英国の裁判所に対する異議申立てを、発行会社は、放棄している。
- (iii) 法律によって認められている限りにおいて、本社債権者は、いずれかの紛争に関して、① 管轄を有する他の裁判所における手続および②複数の管轄地における併行した手続を提起することができる。

(3) その他の書類

発行会社は、約款捺印証書において、上記と実質的に類似の条件で、英国裁判所を管轄裁判所としている。

リスク要因

発行会社は、以下に記載するリスク要因が本社債への投資に伴う主要なリスクを代表するものと考えているが、他の理由により、発行会社が利息、元本もしくは他の金額の支払をすることができなくなり、または本社債に基づき、もしくは関連する引渡義務を履行することができなくなる事態が発生することがあり、また、本社債に関連する市場リスクにとって重要な他の要因が存在することもある。

投資予定者は、本社債への投資が自身の固有の状況にふさわしいかどうかを判断すべきである。 本社債に関するリスク要因は、以下のように分類される。

- (1) 発行会社に関するリスク要因。
- (2) 本社債に関するリスク要因。かかるリスク要因には以下が含まれる。
 - (a) 本社債の一定の特徴に関するリスク要因。
 - (b) 社債一般に関するリスク要因。
 - (c) 市場一般および、該当する場合には、特定の種類の本社債にのみ関連して生じること がある特定の事象に関するリスク要因。

本社債が償還されるまでの間、上記各項目に規定されるリスクは、異なる時点および異なる期間において、本社債に影響を及ぼす。本社債は、時間の経過とともに変動するリスクの性質を有している。投資予定者は、本社債のリスクの性質が自身の投資ポートフォリオ全般にどのように影響するか、さらに検討し理解するために、専門の金融アドバイザーによる助言を求めるべきである。

複数のリスク要因が、本社債に対して同時に影響を及ぼす可能性があり、それゆえ特定のリスク要因の影響について予測することができないことがある。さらに、複数のリスク要因が予測することができない複合的な影響をもたらすこともある。リスク要因の組合せが本社債の価値に及ぼす影響について、一切保証することはできない。

以下に記載の一または複数のリスクが生じた場合、本社債の価格が大幅に下落し、または、最悪の場合、投資者が投資した利息および投資元本のすべてを失う可能性がある。

本項において用いられ、別途定義されていない用語は、前記「本社債要項の概要」において定義されたところと同一の意義を有するものとする。

発行会社に関するリスク要因

ドイツ銀行により発行される債務証券への投資は、ドイツ銀行が本社債の発行により生じた義務を関係する支払期日に履行することができないというリスクを負う。よって、投資者は、その投資の全部または一部を失うことがある。

投資予定者は、リスクを評価するため、本書に定めるすべての情報を検討し、必要と判断する場合に は自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

発行会社が債務証券の発行により生じる義務を履行する能力に関連するリスクは、独立した格付機関により付与される信用格付を参照して記述されている。信用格付は、確立された信用調査手続に基づく債務者および/または債券発行者の支払能力または信用力を評価したものである。これらの格付および関連するリサーチは、発行者の義務を履行する能力についての詳細な情報を提供することにより、投資者が債券に関連する信用リスクを分析するのに役立つ。各自の等級により付与された格付が低ければ低いほど、各格付機関が評価した、義務が履行されないか、完全に履行されないか、かつ/または適時に履行されないリスクが高いことになる。格付は、発行される社債を購入し、売却し、または保有することを推奨するものではなく、格付を付与する格付機関によりいつでも停止され、格下げされ、または取り消される可能性がある。付与された格付の停止、格下げまたは取消しは、発行される社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、本項目において「ムーディーズ」という。)、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービシズ・ヨーロッパ・リミテッド(以下、本項目において「S&P」という。)およびフィッチ・レーティングス・リミテッド(以下、本項目において「フィッチ」といい、S&Pおよびムーディーズと合わせて「格付機関」と総称する。)から格付を取得している。

S&Pおよびフィッチは、欧州連合(EU)において設立され、信用格付機関に関する2009年9月16日付欧州議会および欧州理事会規則(EC)第1060/2009号(その後の改正を含む。)(以下「CRA規則」という。)に従い登録されている。ムーディーズに関して、信用格付は、CRA規則の第4(3)条に従い、英国におけるムーディーズの事務所(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド)によって承認される。

2016年11月7日現在、ドイツ銀行に対して、以下の長期および短期の優先債務の格付が付与されている。

ムーディーズ 長期格付: Baa2 (見通し:安定的)

短期格付: P-2 (見通し:安定的)

ムーディーズの定義:

Baa2: Baaの格付を付与された債務は、中級と判断され、信用リスクが中程度であるがゆえ、一定の投機的な要素を含みうる。

ムーディーズによる長期格付は、信用リスクが最低水準にあり、最高の信用力を反映する「Aaa」から、「Aa」、「A」、「Baa」、「Ba」、「B」、「Caa」、「Ca」および最低の格付を付与された債務であり、一般的には債務不履行となり、元本または利息の回収の可能性がほぼない「C」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。ムーディーズは、「Aa」から「Caa」までのそれぞれの格付の大分類に調整記号の1、2および3の数字を付加している。調整記号の1は、格付の大分類の債務の最高位を示し、調整記号の2は、中間的順位を示し、調整記号の3は、格付の大分類の最低位を示す。

P-2: プライム2の格付を付与された発行体(または支援機関)は、短期債務の返済能力が高い。 ムーディーズによる短期格付は、発行体の優れた短期債務の返済能力を反映する「P-1」 から、「P-2」、「P-3」およびプライム格付カテゴリーに属さないことを反映する「NP」 の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

安定的:

格付の見通しは、格付の中期的な方向性に関する意見である。格付の見通しは「ポジティブ (POS)」、「ネガティブ (NEG)」、「安定的 (STA)」、「検討中 (DEV)」の4種類のいずれかで表される。「格付見直し中」 (RUR—Rating(s) Under Review)とは、発行体の格付が変更される可能性により見直しに入っており、それ以前の見通しが無効となったことを示す。

見直しとは、格付が短期間内に変更される方向で検討されていることを示す。格付は「引き上げ方向で見直し(UPG)」か、「引き下げ方向で見直し(DNG)」となり、まれに「方向未定で見直し(UNC)」となることがある。見直しは、格付が引き上げ、引き下げ、または据え置きとなることで終了しうる。見直し中の格付は、「ウォッチリスト」または「ウォッチ中」とも称される。

S&P (2016年7月19日現在) 長期格付: BBB+ (見通し:ネガティブ)

短期格付: A-2 (見通し:安定的)

S&Pの定義:

BBB+: S&Pは、BBBの格付を付与された債務者は、財務的コミットメントに対応する能力は適切であるが、経済状況の悪化や環境の変化によって財務的コミットメントに対応する能力が低下する可能性がより高いと定義している。S&Pによる長期発行体格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「R」ならびに債務者が(選択的)債務不履行に陥っていることを反映する「SD」および「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。「AA」から「CCC」の格付は、主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス(+)またはマイナス(-)の記号を追記し、調整されることがある。

A-2: A-2の格付を付与された債務者は、財務的コミットメントに対応する能力が十分であるが、 最上位の格付を得ている債務者と比べると、環境および経済状況の変化により悪影響を受 ける可能性がより高い。

S&Pによる短期格付は、最高の信用力を反映する「A-1」から、「A-2」、「A-3」、「B」、「C」、「R」ならびに債務者の(選択的)債務不履行を反映する「SD」および「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

ネガティブ/安定的:

S&Pの格付の見通しは、長期格付が中期的(通常6ヵ月間から2年間)にどの方向に動きそうかを示す。格付の見通しを決めるにあたっては、経済状況や事業の基礎的条件がどう変化しそうかが考慮される。見通しが将来における格付の変更、またはクレジット・ウォッチへの指定を必ず意味するわけではない。格付の見通しは、「ポジティブ」、「ネガティブ」、「安定的」、「方向性不確定」、「N. M.」(格付の方向性に意味がないことを示す。)の5種類のいずれかで表される。

クレジット・ウォッチは、格付の見直しを必要とする特別な出来事または短期的なトレンドに焦点をあてた、短期格付または長期格付の方向性に関するS&Pのアナリストの意見を示すものである。しかし、クレジット・ウォッチへの指定は必ずしも格付の変更という結果になることを意味するものではない。また、可能な場合には、格付見直し作業後に予想される格付の範囲が示される。見直し作業中の格付すべてがクレジット・ウォッチに指定されるわけではなく、クレジット・ウォッチへの指定を経ずに格付が変更されることもありうる。「クレジット・ウォッチ・ポジティブ」は格上げの可能性を、「クレジット・ウォッチ・オガティブ」は格下げの可能性を、「クレジット・ウォッチ・方向性不確定」は格上げ・格下げ・格付据え置きのいずれの可能性もあることを、それぞれ示す。

フィッチ 長期格付: A-(格付ウォッチ・ネガティブ)

短期格付: F1(格付ウォッチ・ネガティブ)

フィッチの定義:

A-: 「A」の格付は、デフォルト・リスクが低いと予想していることを示す。金銭債務の履行能力は高いと想定されるが、経営または経済環境の悪化がこの能力に及ぼす影響は、上位格付の場合より大きくなりうる。

フィッチによる長期格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」ならびに債務者が債務の全部または一部の支払不能となっていること、および破産申立て、会社管理、管財人の任命、清算その他の形態による清算型倒産手続に入ったこともしくは事業を廃止したことを反映する「RD」および「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。主要な格付カテゴリー内にお

ける相対的な位置づけを示すため、プラス(+)またはマイナス(-)の記号を追記されることがある。かかる付加記号は「AAA」のカテゴリー、または「B」未満のカテゴリーには付記されない。

F1: F1の格付は、財務的コミットメントの適時の支払能力が非常に高いことを示している。非常に高い信用特性を示すため、プラス(+)の記号が追記されることがある。

フィッチによる短期格付は、最高の信用力を反映する「F1」から、「F2」、「F3」、「B」、「C」、「RD」および発行体の広範囲なデフォルトまたはすべての短期債務のデフォルトを示す「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

格付ウォッチ・ネガティブ:

格付の見通しは、今後1、2年のうちに格付が遷移する方向性を示している。財務等の動向に、現状では格付アクションを起こすほどではないものの、今後も継続した場合にそうなる可能性がある場合、それらの動向が格付の見通しに反映される。「ポジティブ」または「ネガティブ」の格付の見通しは、格付の変更が不可避であることを意味するものではない。また、同様に、格付の見通しが「安定的」の格付であっても、状況次第では事前に格付の見通しを変更せずに格上げまたは格下げされる場合がある。時折、基本的動向に正と負の相反する強い要素がある場合、格付の見通しは「流動的」とされることがある。格付ウォッチは、格付変更の可能性が高まったことおよびその方向性を示すものである。格付ウォッチには、格上げ方向の「ポジティブ」、格下げ方向の「ネガティブ」または格上げ・格下げ・据え置きのいずれの可能性もあることを示す「流動的」がある。しかしながら、格付ウォッチの対象となっていない格付でも、状況によっては、格付ウォッチを経ずに格上げまたは格下げとなることもある。

<劣後債務の格付>

ドイツ銀行が劣後債務を締結した場合、当該債務の格付が低くなる場合がある。これは、ドイツ銀行の支払不能または清算の場合、当該債務により生じる債権および利息債権がドイツ銀行の債権者の非劣後債権に対して劣後するからである。ドイツ銀行は、劣後債務(もしあれば)の格付を開示する。

<ドイツ銀行の財務力に悪影響を及ぼす可能性のある要因>

ドイツ銀行の財務力は、前記の格付にも反映されるが、特に収益力に左右される。ドイツ銀行の収益力に悪影響を与える可能性がある要因は、以下に掲げるとおりである。

- 低金利の継続および金融サービス業界での競争がドイツ銀行の多くの事業における利益を圧迫している中、近時の低い経済成長および将来の成長への見通しについての不確実性がドイツ銀行の一部の事業におけるドイツ銀行の経営成績および財政状態に対して悪影響を与えており、かつ、かかる悪影響が継続している。このような状況が継続するか、またはさらに悪化する場合、ドイツ銀行の事業、経営成績および戦略計画が悪影響を受ける可能性がある。
- 欧州連合の加盟国における大衆迎合主義政党の投票者にとっての魅力度の増加は、欧州統合の部分的分解を惹起する可能性がある。就中、2016年6月23日、英国は、国民投票において、欧州連合から離脱することに投票した。国民投票は、法的拘束力を有さず、また英国が欧州連合加盟国ではなくなる時点は、英国が欧州理事会に対して正式に通知を提出してから開始する離脱についての交渉の成果に左右される。これにより、また英国の離脱に関係する他の不確実性により、ドイツ銀行に対する明確な影響を判断することは困難である。しかしながら、英国における展開または欧州連合の他の加盟国における政治リスクの増大は、欧州連合およびその域内市場とともにユーロ圏に対する信頼の低下を招来する可能性があり、また、個別に、またはそれぞれ他のものと合わせて、ドイツ銀行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。こうしたリスクに対しドイツ銀行が自ら防衛する能力には限りがある。

- ドイツ銀行は、欧州のソブリン債務危機が再燃した場合、欧州諸国およびその他の国々のソブリン債に対するエクスポージャーにつき減損を計上しなければならなくなる可能性がある。ドイツ銀行がソブリン信用リスクの管理を目的に締結したクレジット・デフォルト・スワップは、これらの損失の相殺に利用できないことがある。
- ドイツ銀行は、その事業活動資金を得るために常に流動性を必要としている。ドイツ銀行は、市場全体もしくはドイツ銀行独自の流動性が不足する場合には損害を被る可能性があり、投資先の事業が好調であったとしても、流動性を利用できないこともある。
- 金融業界の脆弱性および規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制の見直しは、ドイツ銀行について多大な不確実性を生み出しており、その事業および戦略計画の実行可能性に悪影響を与える可能性がある。
- 銀行および投資会社の再建および破綻処理に関する法規制は、所轄官庁がドイツ銀行に対して破綻処理措置を実施した場合、ドイツ銀行の事業活動に著しい影響を及ぼし、株主および債権者の損失につながる可能性がある。
- 規制改革および法規制の変更は、ドイツ銀行に対し、より多額の自己資本の維持を求めており、ドイツ銀行のビジネス・モデル、財政状態、経営成績および競争環境に対して、一般的に重大な影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行が自己資本規制の要件を十分なバッファーをもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、ドイツ銀行がかかる要件を上回る自己資本を維持すべきであるとの市場の認識は、ドイツ銀行の事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。
- 自己勘定取引の禁止または預金取扱業務の分離に関する、米国およびドイツの法規制ならびに欧州連合の提案が、ドイツ銀行のビジネス・モデルに重大な影響を及ぼすことがある。
- 金融危機を受けて採用または提案されるその他の規制の見直し、すなわちドイツ銀行のデリバティブ 取引、銀行税、預金保護または金融取引税を定めた新たな規制の拡大等が、同行の運営費用を著しく 増大させ、ビジネス・モデルに悪影響を及ぼす可能性がある。
- 市場環境の悪化、株価低迷の継続、ボラティリティおよび投資者の悲観的センチメントが、ドイツ銀行の収益および利益、とりわけ投資銀行、仲介およびその他の手数料および報酬ベースの事業に影響を与えており、将来も重大な悪影響を与えることがある。その結果、これまでにも取引および投資活動でドイツ銀行に著しい損失が発生しており、将来も著しい損失が発生する可能性がある。
- ドイツ銀行は、その戦略の次の段階であるストラテジー2020を2015年4月に発表し、2015年10月に更に詳述した。ドイツ銀行が戦略計画を成功裏に実行することができない場合、ドイツ銀行は、財務目標の達成が不可能となるか、または損失を被り、もしくは収益性が低下し、もしくは資本基盤が弱体化することがあり、ドイツ銀行の財政状態、経営成績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。
- ストラテジー2020の一部として、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG(以下、その子会社と合わせて「ポストバンク」と総称する。)の売却の意図を発表した。ドイツ銀行は、有利な価格または有利な条件でのポストバンクの売却が困難である場合があり、またはまったく売却できないことがあり、ポストバンクの保有または売却により重大な損失を被ることがある。ドイツ銀行は、売却後であってもポストバンクのリスクまたはポストバンクに関するその他の義務を負い続けることがある。
- ドイツ銀行は、非中核資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を被ることがある。
- ドイツ銀行は、規制強化が一段と進み、訴訟が生じやすい環境の中、負債およびその他の費用に対する潜在的リスクを抱えた状態で経営しており、法律上および規制上の制裁や評判の悪化に加えて、その金額も多額かつ予想が困難となる可能性がある。

- ドイツ銀行は、現在、潜在的な不正行為に関連して、世界中で多くの規制当局および法執行当局の捜査対象となっているほか関係する民事訴訟の対象となっている。これらの最終的結果は予想できず、ドイツ銀行の経営成績、財政状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼすことがある。
- ドイツ銀行の非伝統的な与信業務は、伝統的な銀行業務の信用リスクに加え、信用リスクを著しく増大させる。
- 保有する金融商品の公正価値の変動の結果、ドイツ銀行は、これまで損失を被っており、またさらに 損失を被る可能性がある。
- ドイツ銀行は、そのリスク管理の方針、手続きおよび方法によっても、認識していなかったまたは予想していなかったリスクを負い、重大な損失を被る可能性がある。
- 業務上のリスク(すなわち、不適切もしくは機能不全である内部手続、人員およびシステムにより、 または外的な事由により生じる損失のリスクであり、法的リスクを含む。)によりドイツ銀行の事業 が混乱に陥り、また重大な損失に至ることがある。
- ドイツ銀行の運営上のシステムは、顧客または取引先情報の重大な損失、ドイツ銀行のレピュテーションの悪化ならびに規制上の制裁および財務上の損失を引き起こす可能性のあるサイバー攻撃その他のインターネット犯罪のリスクの増加に直面している。
- ドイツ銀行の決済業務の規模が大きいために、かかる業務が適切に行われなかった場合には、ドイツ 銀行は重大な損失を被る高度のリスクを負っている。
- ドイツ銀行が買収対象を見つけ出して買収を行うことは困難となる可能性があり、買収の実施および 回避により、ドイツ銀行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。
- 国際的な市場と並びドイツ銀行の本拠地であるドイツ市場においても、激しい競争がドイツ銀行の収入および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- テロ支援国家として米国国務省に指定された国における相手方または米国によって経済制裁を受けている者と取引を行った結果、潜在的な顧客および投資者が、ドイツ銀行との取引もしくはドイツ銀行の有価証券への投資を回避し、ドイツ銀行のレピュテーションが損なわれ、またはドイツ銀行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置が講じられることとなる可能性がある。

本社債に関するリスク要因

発行会社は、以下に掲げる要因が、本社債要項に基づき発行される本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響することがあり、および/または本社債に関連する市場リスクを評価する目的において重要なものであると考えている。これらのすべての要因が発生するか否かは偶発的なものであり、発行会社は、当該偶発的な要因の発生の可能性につき見通しを表明する立場にはない。

総論

本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない

本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない。本社債の各投資予定者は、各自の状況を考慮して投資に適合性があるか、判断しなければならない。特に、本社債の各投資予定者は、以下に掲げることを満たすべきである。

- (a) 本社債、本社債への投資による利点・リスクおよび本書に含まれまたは本書が参照すべきものとしている情報の有意義な評価を行うために十分な知識と経験を有していること。
- (b) 本社債への投資および本社債が投資者の投資ポートフォリオ全般に対して及ぼす影響を、各 自の財務状況に関連付けて評価するための適切な分析ツールを利用でき、かつかかる分析 ツールの知識を有していること。
- (c) 本社債への一切の投資リスクに耐えることができる十分な財源および流動性を有していること。

- (d) 本社債の条件を完全に理解し、関連する指数および金融市場の動向を熟知していること。
- (e) 投資者による投資および適用あるリスクを負担する能力に対して影響を与える可能性のある 経済、金利およびその他の要因について可能性のあるシナリオを(独自に、または財務アド バイザーの助言を得て)評価することができること。

以下のリスク要因は、本社債要項において詳述する利息および償還規定に関連する主なリスクを示している。

利息

ゼロクーポン債

定期的な利息の支払がない場合において、ゼロクーポン債は、その元本金額から割り引かれた金額で発行され、またその元本金額で償還される。当該本社債の償還金額と買付金額との差額が本社債のリターンとなる。いずれかの時点において市場金利がリターンを上回った場合、当該本社債の価格は、下落する。ゼロクーポン債の市場価格は、固定金利の利息を伴う社債の市場価格よりも変動しやすいことがあり、また同程度の満期の利付社債よりも大きな程度で市場金利の変動に対して感応する傾向にある。

償還

本社債は、満期償還のこともあれば満期前に早期償還されることもある。投資者が受領する償還金額または早期償還金額(場合による。)は、(i)額面、(ii)額面未満または(iii)額面超のいずれかになることがある。

本社債の一定の特徴に関するリスク要因

本社債の償還金額は、計算式を参照して計算される

本社債の発行が償還時において支払われるべき金額を計算する際の基礎として計算式を参照する場合、 投資予定者は、当該計算式を確実に理解し、また必要な場合は、各自の財務アドバイザーから助言を得 るべきである。

さらに、計算式の影響は、償還時において支払われるべき金額に関し複雑なものとなることがあり、 一定の状況では当該金額の増減を生じることがある。

相当の割引価額または割増価額で発行される本社債

元本金額から相当の割引価額または割増価額で発行される有価証券の市場価額は、金利の一般的な変動に関して、伝統的な利付証券の価格が変動するより大きく変動する傾向がある。一般的に、有価証券の残存期間が長ければ長いほど、同程度の満期を有する伝統的な利付証券と比較して、価格のボラティリティは大きくなる。

社債一般に関するリスク要因

以下の記載は、本社債一般に関する一定のリスクについての概略である。

変更および権利放棄

社債権者集会は、本社債権者一般の利益を検討するために本社債要項に従い招集されることがある。 社債権者集会では、規定された本社債権者の過半数の決議により、社債権者集会に出席せず投票を行わ なかった本社債権者および過半数に反する投票を行った一切の本社債権者を拘束することができる。 本社債要項には、財務代理人および発行会社が本社債権者の承諾を得ることなく、(a) 本社債権者の利益を損なわない本社債もしくは利札もしくは代理契約の変更(一部の一定の例外に従う。) または(b) 本社債もしくは利札もしくは代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更、明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するためになされる変更、もしくは法律の強行規定を遵守するためになされる変更について、合意できる旨が規定されている。

税務

本社債の購入または売却を予定する者は、本社債の譲渡先の国の法律または慣習に従い、印紙税またはその他の文書手数料を支払わなければならないことがあることを認識すべきである。

自己の税務上の地位につき確信を持つことができない購入予定者は、自身の独立した税務顧問に相談 すべきである。また、購入予定者は、該当する税務当局による税務規定およびその適用が随時変更され ることを認識すべきである。それゆえに、いずれの任意の時点においても適用される税務措置について は、正確に予想することはできない。

本社債に関して税金分の上乗せは行われない

発行会社は、本社債に関し支払額の上乗せを行う義務はなく、本社債に関して支払われる一切の金額は、控除または源泉徴収の方法により賦課、徴収または収納されるあらゆる性質の公租公課または政府の手数料の控除または源泉徴収が法律(米国の1986年内国歳入法典(以下「内国歳入法典」という。)の第1471条(b)に規定する合意に基づく場合またはその他内国歳入法典の第1471条から第1474条までおよび同条に基づく規則もしくは合意もしくは同条の公式解釈(以下、総称して「FATCA」という。)に基づきもしくはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づき徴収される場合を含む。)によって必要な場合、当該控除または源泉徴収が行われるものとする。

米国の外国口座税務コンプライアンス法

本社債は大券の様式であり、ユーロクリア・バンクSA/NVまたはクリアストリーム・バンキングSA、 ルクセンブルグ(総称して、「ICSD」という。)、クリアストリーム・バンキングAG、フランクフルト (以下「CBF」という。) またはSIX SIS AG、オルテン、スイス(以下「SIS」という。) で保有される ため、すべての状況(ただし、もっとも起こりえない状況以外)においてFATCAにより課される新たな 報告制度および潜在的な源泉徴収税がICSD、CBFまたはSIS(該当する場合)が受領した支払金額に影響 を与えることは想定されない。ただし、FATCAは、最終投資者に至るまでのその後の連続した支払いに おいて、一般にFATCAの源泉徴収をせずに支払いを受けることができない保管会社または仲介業者の場 合は、当該保管会社または仲介業者に対する支払いに影響を及ぼすことがある。FATCAに基づく源泉徴 収をしない支払いを受領する権利のない金融機関である最終投資者、または証券業者(または支払いの 受領元となるその他の保管会社もしくは仲介業者)にFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必 要とされる情報、様式、その他の書類または承諾書を提供できない最終投資者に対する支払いにも影響 を及ぼすことがある。投資者は、保管会社または仲介業者を(それぞれがFATCAまたはFATCAに関連する その他の法律もしくは合意に準拠していることを確かめて)慎重に選択すべきであり、保管会社または 仲介業者がFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必要な情報、様式、その他の書類または承諾 書を当該保管会社または仲介業者に提供すべきである。投資者は、FATCAのより詳細な説明を入手し、 FATCAの影響の内容について知るために自身の税務顧問に相談すべきである。本社債に基づく発行会社 の債務は、(本社債の無記名または記名式の保有者である) ICSDまたはCBFもしくはSISの共通預託機関 または保管機関に対して支払った時点で免責され、よって発行会社は、それ以後、ICSD、CBFまたはSIS および保管会社または仲介業者を通じて送金された金額につき責任を負わない。

追加雇用対策法源泉徴収

米国追加雇用対策法は、一定の条件にあてはまる場合、一部の金融商品に基づき支払われたか「支払われたとみなされる」米国で生じた配当に帰属する金額に対し30%の源泉税を付加する。発行会社または源泉徴収代理人が源泉徴収が必要であると判断した場合、発行会社または源泉徴収代理人のいずれも、かかる源泉徴収された額につき、追加の支払いを実施する義務はない。

早期償還解消費用

投資予定者は、本社債の早期償還金額には、早期償還解消費用に関する控除が含まれることについて、留意すべきである。早期償還解消費用の金額は、計算代理人により決定され、本社債の償還およびヘッジ取引または関連する取引ポジションの終了、決済または再構築に関して発行会社が負担した一切の経費、費用(資金調達の損失を含む。)、公租公課の総額(重複はしないものとする。)に相当する金額である。

ヘッジ

通常の業務(マーケットメイク取引に関連するものを含むがこれに限られない。)において、発行会社および/またはその関連会社は、自己の計算または顧客の計算で取引を執行し、参照項目または関連するデリバティブのロング・ポジションまたはショート・ポジションを保有することができる。また、本社債の発行に関連して、発行会社および/またはその関連会社は、参照項目または関連するデリバティブに関する一または複数のヘッジ取引を締結することができる。かかるヘッジ取引またはマーケットメイク取引に関連して、または発行会社および/もしくはその関連会社によるその他の取引活動に関連して、発行会社および/またはその関連会社は、本社債の市場価格、流動性または評価額に影響を及ぼし、かつ本社債権者の利益を損なうことがある参照項目または関連するデリバティブに関する取引を締結することができる。

利益相反

発行会社が計算代理人として行為する場合または計算代理人が発行会社の関連会社である場合、計算代理人と本社債権者との間には、利益相反が生じることがあり、これには、本社債の償還時の受取金額に影響を与えることがある、計算代理人が本社債に従い実施する一定の決定および判断が含まれる。

発行会社は、本書の日付現在またはそれ以後、本社債に関して重要な、または重要となり得る、本社債権者が一般に入手可能かどうかを問わない参照項目に関する情報を保有することがある。発行会社には、当該情報を本社債権者に対して開示する義務はない。

発行会社および/またはその関連会社は、現在または将来、参照項目に関して取引関係(貸付け、保管、リスク・マネジメント、助言および銀行取引を含むが、これらに限られない。)を有することがあり、本社債権者への影響を考慮することなく、かかる取引関係に関して、自己の利益を守るために必要または適切とみなす行為および措置を行う予定である。

発行会社の交替

本社債要項には、一定の要件に従い、発行会社の交替または発行会社のために行為する事務所 (Niederlassung) の変更を認める規定が含まれる。本社債が取引を認められている法域の要件を侵害しない限りにおいて、発行会社または発行会社のために行為する事務所の交替が、当該証券取引所もしくは規制ある市場の一定の追加条件または要件の対象となることがある。追加条件または要件が適用され、発行会社の交替または発行会社のために行為する支店の変更を希望する場合、発行会社は、関連する証券取引所または規制ある市場から関連する本社債を上場廃止とすることがあり、また当該社債をその他の証券取引所または規制ある市場に上場させる義務はない。

規制上の債務削減および他の破綻処理措置

2014年5月15日、欧州議会および欧州連合理事会は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを規定する指令2014/59/EU(一般に「銀行再建・破綻処理指令」または「BRRD」といわれる。)を採択した。当該指令は、2015年1月1日を施行日として、再建および破綻処理に関する法律(Sanierungs- und Abwicklungsgesetz)(以下「SAG」という。)によりドイツ法に組み入れられた。発行会社のように、単一監督メカニズム(以下「SSM」という。)の枠組みの中で監督を受けるユーロ圏において設立された銀行に関して、欧州議会および欧州連合理事会規則(EU)No 806/2014(以下「SRM規則」という。)は、2016年1月1日を施行日として、欧州の単一破綻処理委員会の責任の下、SSMに横断的な破綻処理規則の一元的な適用を規定している(以下「単一破綻処理メカニズム」または「SRM」という。)。SRMに基づき、発行会社のように欧州中央銀行の直接の監督を受ける主要な銀行が破綻するかまたは破綻のおそれがあり、またその他の一定の要件が充足される場合、単一破綻処理委員会は、欧州中央銀行、欧州委員会および国内の破綻処理機関と緊密に協力して、破綻処理の決定を採用することについて責任を負う。関係する欧州連合加盟国の国内の破綻処理機関は、BRRDを組み入れた国内法に基づき同機関に授与された権能に従い、単一破綻処理委員会によって採用された当該破綻処理の決定を実施する。

所轄官庁において発行会社が破綻するかまたは破綻のおそれがあると判断し、また(SRM規則、SAGその他の適用ある規則および規制が規定する)その他の一定の要件が充足された場合、所轄破綻処理機関は、本社債に関する元本、利息その他の金額の支払に関する請求権を削減するか(0になる場合も含む。)、tier 1の株主自己資本を構成する普通株式またはその他の商品へ転換するか(これらの削減および転換の権限を、以下「債務削減措置」という。)、または、本社債を他の法主体に譲渡すること、本社債の要項を変更すること(本社債の満期を変更することを含むが、これに限らない。)、または本社債を消却することを含む(がこれらに限られない)他の破綻処理の適用を行う権限を有する。債務削減措置およびこれらの他の破綻処理の方法のそれぞれを、以下「破綻処理」という。所轄破綻処理機関は、破綻処理について、個別にまたはそれらを組み合わせて適用することができる。

所轄破綻処理機関は、(i)まずは関連する損失に比例して(発行会社の普通株式等の)tier 1の株主自己資本の商品を償却し、(ii)次に、他の資本商品(追加tier 1 資本商品およびtier 2 資本商品)の元本金額をその優先順位に従い恒久的に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換し、(iii)その後に所定の優先順位に従い、非劣後の本社債に基づく債務のような適格債務を恒久的に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換する結果となるような方法により、債務削減措置を行使しなくてはならない。

2015年11月2日付銀行の破綻処理に係るメカニズムに関する法律(以下「破綻処理法」という。) (Abwicklungsmechanismusgesetz)に基づき、発行会社により発行された優先無担保債務証券に基づく発行会社の債務は、発行会社に影響を与える破産手続の開始または破綻処理の実施の場合において、(i) 当該証券の要項において払戻しもしくは利息の金額が将来における事象の発生もしくは不発生に依拠する旨もしくは現物で決済される旨が規定されているか、または当該証券が主として短期金融市場において取引されている場合を除き、発行会社のその他すべての未償還の無担保非劣後債務に劣後し、(ii) 契約上の劣後債務に優先する。この優先順位は、2017年1月1日以降に開始する破産手続または破綻処理の場合において適用され、またいかなる時点においても未償還の優先無担保債務証券に影響を及ぼす。本プログラムに基づく本社債は、優先無担保債務証券の二つの分類のいずれにも該当する可能性がある。よって、破綻処理法は、発行会社について破産手続が開始した場合または破綻処理が適用された際、他の優先無担保債務証券よりも劣後する優先無担保債務証券の債権者の損失を増加させる可能性がある。

本社債の保有者は、あらゆる破綻処理に拘束される。破綻処理の結果により、または破綻処理法によって導入された新たな優先順位に基づき生じた増大した損失について、本社債の保有者は、発行会社に対して一切の請求権その他の権利を有しないことになる。破綻処理に応じて、本社債に基づく支払を行う発行会社の債務が存在しなくなる。本社債に基づく支払債務が破綻処理に従うこととなる程度は、発行会社の支配の及ばない多数の要因に左右され、仮に生じるとして破綻処理がいつの時点で生じるの

かを予測することは困難である。破綻処理の実行は、本社債の解約権を構成するものではない。投資予定者は、破綻処理が開始された場合には、元本金額のみならず経過利息を含む投資のすべてを失うこととなるリスクを考慮すべきであり、また困難に陥った銀行のための特別の公的な金融支援は、もしあるとしても、債務削減措置を含む破綻処理を実現可能な最大限度まで査定および利用した後、最終的な手段として潜在的に用いられることがあるのみであることを認識すべきである。

市場一般に関するリスク要因

以下の記載は、一定の市場リスクについての概略である。

流通市場全般

本社債は、発行時に確立した取引市場を有しておらず、またそれが発展しないかもしれない。本社債の市場が発展した場合でも、かかる市場は流動性がそれほど高くはないことがある。それゆえ、投資者は、保有する本社債を容易に売却し、または発展した流通市場を有する類似の投資対象に相当する利回りを提供することができる価格にて売却することができないことがある。これは、特に、金利、通貨または市場リスクに敏感である社債、特定の投資目的もしくは戦略のために設計されている社債または限定された種類の投資者の投資要請を満たす仕組みが設けられた社債についてあてはまるものである。かかる種類の社債には、通常、一層限定された流通市場しか存在せず、伝統的な債務証券よりも価格のボラティリティが大きいものとなる。流動性に欠けることが本社債の市場価格に非常に重大な悪影響を与えることがある。

市場価格リスク

本社債の市場価格は、金利水準の変動、中央銀行の政策、経済全般の動向、インフレーション率または関連する種類の社債の需給といった様々な要因により左右される。本社債の市場価格はまた、発行会社の信用スプレッド、つまり発行会社の債務の利回りと同様の満期を有する国債利回りまたはスワップ・レートとの差が拡大することにより、悪影響を受けることもある。発行会社の信用スプレッドは、主にその予想信用力に基づいており、さらに当該本社債に対する需給とともに、一般的な市況等の他の要因にも影響される。

為替リスクおよび為替管理

発行会社は、指定通貨により本社債の元本および利息を支払う。これにより、投資者の財務活動が主に指定通貨以外の通貨または通貨単位(以下「投資者通貨」という。)により行われている場合、外国為替に関して、一定のリスクを伴うことになる。これには、為替相場が著しく変動するリスク(指定通貨の切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含む。)および投資者通貨の管轄当局が為替管理を行いまたはこれを変更するリスクが含まれる。投資者通貨の価値が指定通貨に対して上昇した場合、

(a) 投資者通貨に相当する本社債の利回り、(b) 投資者通貨に相当する本社債について支払われるべき元本の価値および(c) 投資者通貨に相当する本社債の市場価値が減少することになる。

政府および通貨当局は、(過去にいくつかの政府および通貨当局が行ったように)適用ある為替相場に悪影響を及ぼす可能性のある為替管理を課すことがある。その結果、投資者は、予定よりも少ない利息もしくは元本を受領することがあり、または利息もしくは元本を全く受領することができないことがある。

指定通貨が流動性に欠け、および/または指定通貨の管轄当局によって課される交換制限および為替管理を含む通貨規制の対象となるリスクがある。本社債要項に従い、本社債に基づく支払は、指定通貨の一定の通貨規制または非流動性を理由として、指定通貨とは異なる通貨により行われることがある。このような場合には、本社債権者は、実際に支払が行われる通貨に関連する固有のリスクの影響を受けることがある。投資者は、例えば、指定通貨による各自の支払義務を履行するために指定通貨を必要と

する場合等、指定通貨による支払を受領できないという状況におかれることにより、不利益および損失 を被ることもある。

このような為替リスクは、通常、経済的および政治的事象ならびに関連する通貨の需給といった発行会社および本社債権者が制御することができない要因に左右される。近年、一定の通貨の為替相場は非常にボラティリティが上昇しており、このような高いボラティリティは、今後も継続するものと予想される。しかしながら、過去に特定の為替相場の変動が発生したことは、必然的に本社債の存続期間中に相場の変動が起きることを示唆するものではない。

適法な投資を考慮する場合、一定の投資が制限されることがある

一部の投資者による投資活動は、投資に関する法令または当局の検査もしくは規制の対象である。各投資予定者は、(a) 本社債が各自にとって適法な投資であるか、(b) 本社債が様々な種類の借入れに対する担保として利用可能であるか、および(c) その他の規制が本社債の買付けまたは質入れに適用されるか、ならびにこれらの範囲についてそれぞれ判断するため、各自の法律顧問に相談すべきである。また、金融機関は、適用あるリスクベースの自己資本比率または類似の規制に基づき、本社債の適切な取扱いを判断するために、自身の法律顧問または適切な規制当局に相談すべきである。

課税上の取扱い

本社債の購入予定者は、本社債の買付け、所有および処分の税務上の取扱いについて、各自の税務顧問に相談することが望ましい。

総括的な税務情報

以下で提供する情報は、現在入手可能な税法および税務実務の完全な要約として企図されたものではない。そのため、本社債の購入予定者は、本社債に関する取引の税務上の取扱いについて各自の税務顧問に相談することが望ましい。

本社債の購入者および/または売却者は、本社債の発行価格または(発行価格と異なる場合には)購入価格に加え、税務上の目的において住所を有する国または住所を有しているとみなされる国の法律および行政実務に従い、印紙税または他の賦課金の支払が必要となる。

本社債に関する取引(購入、譲渡または償還を含む。)、本社債に基づき支払われる利息の発生または受領および本社債の所有者の死亡により、特に購入予定者の税務上の地位によって決定される税効果が発生することがあり、これらは、印紙税、印紙税準備税、所得税、法人税、キャピタルゲイン税および相続税に関係することがある。

発行会社の源泉税徴収義務

発行会社は、源泉税の徴収義務を引受けない。

1. ドイツにおける課税

非居住者

利息およびキャピタルゲインは、ドイツでは課税対象とされていないが、(a) 本社債が、本社債権者がドイツにおいて保有する恒久的施設(恒久的駐在員事務所を含む。)または固定基盤の事業財産を構成するものである場合または(b) 所得がその他の理由によりドイツを源泉とする所得となる場合はこの限りでない。(a) および(b) の場合には、ドイツの居住者と同様の税制が適用される。

ドイツ非居住者は、通常、利息およびキャピタル・ゲインに対するドイツの源泉徴収税を免除される。 しかし、前段落の規定により所得についてドイツの税金が課され、かつ本社債が払出代理人の保管口座 で保管または管理される場合には、一定の状況において源泉税が徴収されることがある。本社債が払出 代理人の保管口座で保管されず、かつ利息または本社債もしくは利息を付した利札の売却、譲渡もしくは償還による手取金が本社債または利札の交付により払出代理人により非居住者に支払われる場合には、通常、源泉税の適用がある。源泉税は、税務申告により、または適用のある租税条約に基づき還付されることがある。

その他の税金

本社債の発行、交付または履行に関連し、ドイツにおいて印紙税、発行税、登録税等の税金は支払われない。現在、ドイツにおいて純資産税は、徴収されていない。

欧州委員会および(ドイツを含む)一部のEU加盟国は、現在、金融取引税(「FTT」)の導入を予定している(少なくとも一金融機関が関連する流通市場取引を想定している。)。現在、提案されたFTT は参加を表明したEU加盟国において実施される時期およびFTTが本社債の取引につき効力を発する時期は不確定である。

2. 連合王国における課税

以下の情報は、連合王国において現在施行されている税法および税務実務を完全に要約することを意図したものではない。以下の事項は、本社債の実質所有者である者に対してのみ適用されるものであり、本社債に関する元本および利息の支払いの連合王国の源泉徴収税に関する連合王国の現行法令および公表されている歳入関税庁による税務実務に関する発行会社の理解の概要である。これは、本社債の取得、保有または処分についての連合王国課税を示唆するものではない。一定の事項は、特則が適用されることがある種類の者(ディーラーおよび発行会社の関係者等)には適用されない。本社債権者となることを予定している者に対する連合王国の課税上の取扱いは、個々の状況に左右されるものであり、将来変更されることもある。本社債権者となることを予定している者で、自己の税務上の地位に疑念を抱く者または連合王国以外の法域で課税される者は、自ら専門家の助言を求めるべきである。

ドイツ銀行ロンドン支店が発行した本社債に対する利息の支払

発行会社のロンドン支店によって発行された本社債の利息の支払の場合。

- 発行会社が2007年法人所得税法(以下「法人所得税法」という。) 第991条の意味における銀行として存続し、本社債に対する利息を法人所得税法第878条の意味における通常業務の中で支払う場合、発行会社は、連合王国の所得税の源泉徴収または控除がされることなく利息の支払を行うことができる。
- 本社債が法人所得税法第1005条に定義される「認可証券取引所」に継続して上場している場合、本社債の利払は、連合王国の所得税の控除または源泉徴収されることなく支払われることがある。ルクセンブルグ証券取引所は、認可証券取引所である。歳入関税庁が公表した規則に基づき、本社債は、ルクセンブルグの管轄当局により上場し、ルクセンブルグ証券取引所第一部での取引を認められている場合には、かかる要件を満たしていることになる。よって、本社債が上場を続けている場合、本社債の利息は、発行会社が英国で銀行業務を行っているかどうか、利息がその通常業務の中で支払われたかどうかにかかわらず、連合王国の租税の源泉徴収または控除を行わずに支払われる。
- 本社債に対する利息が一会社によって支払われ、かつ、かかる支払時に、発行会社(および本 社債の利息の支払者または支払の仲介者)が実質的な所有者をかかる利払について連合王国の 法人税の課税対象であると合理的に判断した場合、本社債の利息は、連合王国の租税の源泉徴 収または控除を行わずに支払われることがある。ただし、歳入関税庁が(かかる支払時に当該 利払につき上記免除が利用できない可能性が高いと判断するために十分な理由がある状況にお いて)利息を税額控除して支払うべきであるという指示を与えていない場合に限られる。

- 本社債の満期が365日よりも少なく、かつ、本社債が364日を上回る期間において未払のままであることを予定した借入れ仕組みまたは取決めを構成するものではない場合、本社債の利息は、連合王国税の源泉徴収または控除をせずに支払われることがある。
- また、本社債に対する利息は、本社債が金融機関および投資会社の健全性要件に関する、また規則(EU)第648/2012号を改正する2013年6月26日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)第575/2013号(同規則を追補する規制法の規定を含む。)(以下「資本要求規則」という。)第63条に基づくTier2商品としての資格を有するか、有していたことがあり、かつ資本要求規則の目的上、発行会社のTier2資本の一部を成しているか、または一部であった場合、英国所得税につき源泉徴収または控除を行わずに支払うことができる。ただし、本社債に関する2013年規制資本証券に対する課税に関する規則が適用された結果、あらゆる者に対し税制優遇措置(2010年法人税法第1139条に定義される。)を利用する主たる目的または主たる目的の一つに代わる手続きが可能な場合を除く。

その他の場合、本社債の利息の支払から、基本税率(2015年6月25日現在は20%)で連合王国の所得税の源泉徴収を行わなければならない。ただし、ある本社債権者に関連して、適用ある租税条約が源泉税の軽減税率(または源泉徴収を行わないこと)を定めている場合、歳入関税庁は、発行会社に対して、当該本社債権者に対し税額控除を行わずに(または関連する租税条約に定められた税率での控除を行って)利息を支払う旨の通知を発出することができる。

上記の「利息」および「元本」の記述は、英国税法上「利息」および「元本」と解されるものを意味する。本社債に基づく支払いの一部が仕組まれた支払いまたは年次の支払いと判断される場合、当該支払いの取扱いは、上記措置とは異なることがある。本社債権者は、自己の税務ポジションに疑問がある場合は、自身の専門の顧問に相談すべきである。

連合王国の情報収集権限

一定の状況において、歳入関税庁は、有価証券から生じる支払い(収益によるか、元本によるかを問わない。)、一定の利払い(大幅に割り引かれた有価証券の償還時における支払いを含む。)および有価証券取引に関する情報を入手する権限を有する。

歳入関税庁が情報を入手できる者には、有価証券から生じる支払いを受領する者(または受領する権限を有する者)、当該支払い(他の者から受領したか、他の者に代わり支払い)を行う者、利払いを行うかまたは仲介する者、他の者に代わり有価証券取引(有価証券の発行を含む。)を実施するかその一当事者である者、有価証券取引に関する登録会社または管理事務会社および登録上の各有価証券保有者を含む。

歳入関税庁が入手できる情報には、有価証券の実質所有者の詳細、有価証券を代わりに保有する者、または支払い先となる者の詳細(さらに、当該者が複数の場合は、それぞれの持分割合)、有価証券取引に関連する情報および書類ならびに連合王国内で受領または留保される金額につき支払われた利息に関連して、利払いが行われた有価証券の内容を含む。歳入関税庁は、通常、個人でない者に対する利払い(または個人でない者に代わっての受領)につき、(利息のみに関する権限に基づいては)情報を入手することはできない。かかる制限は、歳入関税庁の有価証券から生じる支払いについての情報を得る権限には適用されない。

一定の状況において、歳入関税庁がかかる権限を利用して入手した情報は、他の法域の税務当局との間で交換することがある。

3. ルクセンブルグにおける課税

以下の情報は、一般的事項のみであり、ルクセンブルグで現在有効な法律に基づいてはいるものの、 法律上または税務上の助言となることを意図しておらず、また、かかる助言と解釈してはならない。本 項に含まれる情報はルクセンブルグの源泉徴収税に関する問題に限られており、したがって、本社債へ の投資予定者は、自らが服する国、地域または外国の法律(ルクセンブルグの税法を含む。)の影響に ついて各自の専門的アドバイザーに相談すべきである。

後記各項目の下で使われている居住の概念は、ルクセンブルグ所得税の査定目的にのみ適用されることに留意されたい。同項内の租税、関税、賦課金、公租公課もしくはその他の手数料または同種の源泉徴収についての記述、またはその他の概念についての記述は、ルクセンブルグの税法および/または概念のみを指すものとする。また、ルクセンブルグの所得税の記載には、法人所得税(impôt sur le revenu des collectivités)、地方事業税(impôt commercial communal)、連帯課徴金 (contribution au fonds pour l'emploi)、さらに個人所得税(impôt sur le revenu)全般を含むことにも留意されたい。投資者は、さらに純財産税(impôt sur la fortune)またその他の関税、賦課金または税金の対象となることがある。法人所得税、地方営業税、さらに連帯課徴金は、常に、税務上ルクセンブルグの法人納税居住者の大部分に適用される。個人納税者は、通常、個人所得税および連帯課徴金の対象となる。一定の状況において、個人納税者が、専門的活動または事業活動を行っている場合には、地方営業税も適用されることがある。

本社債の保有者の課税

源泉徴収税 (本社債の非居住保有者)

現在有効なルクセンブルグの一般的な税法に従い、本社債の非居住保有者については、元本、差益または利息の支払に源泉税は存在せず、本社債の未払の経過利息についても源泉徴収税は課されず、また、本社債の非居住保有者に保有される本社債の償還または買入れ時に支払われるべきルクセンブルグの源泉税も存在しない。

ルクセンブルグは、貯蓄所得税に関する2003年6月3日の理事会指令2003/48/ECに基づく自動的な情報交換を支持して、2015年1月1日を効力発生日とし源泉徴収制度を廃止した。

所得税 (本社債の非居住保有者)

ルクセンブルグにおいて本社債に帰属する恒久的施設または恒久的代理人を有さない本社債の非居住保有者は、本社債に基づく経過利息もしくは受取利息、償還差益または発行時割引に対して、ルクセンブルグの所得税の対象とならない。売却または処分(その形態を問わない。)により、本社債の非居住保有者が実現した利益は、ルクセンブルグ所得税の追加課税対象にはならない。

本社債の非居住の法人保有者または非居住の個人保有者が専門事業または業務の遂行に際し、当該本 社債が帰属すべきルクセンブルグにおける恒久的施設または恒久的な代理人を有する場合、その者は、 本社債に基づく経過利息もしくは受取利息、償還差益または発行時割引および本社債の売却または処分 時(その形態を問わない。)に実現した利益に対して、ルクセンブルグの所得税の対象となる。

富裕税

本社債の法人保有者は、税務上の目的においてルクセンブルグの居住者である場合、または居住者でない場合において本社債が帰属するルクセンブルグに恒久的施設もしくは恒久的な代理人を有する場合のいずれかの場合には、本社債に対しルクセンブルグ富裕税の対象となる。ただし、本社債権者が家産管理会社に関する2007年5月11日の法律、または投資信託に関する2010年12月17日の法律または特定投資信託に関する2007年2月13日の法律(その後の改正を含む。)に準拠する場合、または証券化に関す

る2004年3月22日の法律に準拠する証券化会社である場合、ベンチャーキャピタルに関する2004年6月15日の法律(その後の改正を含む。)に準拠する資本会社である場合は除かれる。

本社債の個人保有者については、ルクセンブルグの居住者であるかどうかを問わず、本社債に対する ルクセンブルグの富裕税の対象とはならない。

その他の税金

本社債の発行または譲渡、買取りもしくは償還について、ルクセンブルグの登録税または同様の公租 公課は生じない。

ただし、ルクセンブルグ裁判所において裁判手続きを行う場合、正式なルクセンブルグ当局に本社債を提示しなければならない場合、または本社債を任意で登録する場合には、ルクセンブルグで本社債を登録した時点で固定登録税または従価登録税の支払い義務が生じることがある。

本社債権者が、死亡時に、税務上ルクセンブルグの居住者である場合には、本社債は、納税申告の目的上、相続税課税対象に含まれる。

ルクセンブルグの公証人の面前で締結されたルクセンブルグの証書により設定されるか、ルクセンブルグに登録されている場合には、本社債の贈与または寄付に対しては贈与税が課される。

4. 日本における租税

本社債に投資しようとする投資者は、各投資者の状況に応じて、本社債に投資することによるリスク や本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令(以下「現行法令」という。)上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられる。仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、現行法令上、本社債のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する追加的な取扱いを取り決めたり、あるいは日本の税務当局が現行法令について本項で述べた取扱いとは異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利子は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利子は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、現行法令上20.315%(15.315%の国税と5%の地方税、但し内国法人の場合には15.315%の国税のみ)の源泉所得税を課される。また、当該利子は居住者においては原則として20.315%(15.315%の国税と5%の地方税)の税率による申告分離課税の対象となり、内国法人においては、課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

日本国の居住者が本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合、その償還差益は20.315%(15.315%の国税と5%の地方税)の税率による申告分離課税の対象となる。なお、発行価額の額面金額に対する割合が90%以下であるものなど一定の要件を満たす割引債の償還差益は、償還時に源泉徴収されることがある。また、償還差損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等との損益通算ないし譲渡損失の繰越しを行うことができる。当該償還差損益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となり、償還差損は課税対象となる所得から差し引かれる。なお、一定の要件を満たす割引債の償還差益を一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人が受け取る場合には、償還時に源泉徴収されることがある。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20.315% (15.315%の国税と5%の地方税)の税率による申告分離課税の対象となり、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算ないし譲渡損失の繰越しを行うことができる。譲渡者が内国法

人である場合は、当該所得は日本国の所得に関する租税の課税対象となる。本社債に関わる利子および 償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常 日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日 本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 (2015年度) (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年6月29日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書

事業年度(2016年度中)(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年9月29日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成28年12月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成28年8月24日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

- 5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】 該当事項なし。
- 6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成28年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(1) 前記「第1 参照書類、1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書(前記「第1 参照書類、7 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。) および前記「第1 参照書類、2 四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書(以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。) の「事業等のリスク」に記載された事項について、本発行登録追補書類提出日(平成28年12月12日) 現在重大な変更は生じていない。

(2) 有価証券報告書等には将来に関する記述(有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書(その添付書類を含む。)においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述)が含まれているが、本発行登録追補書類においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日(平成28年12月12日)現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。

有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書(その添付書類を含む。)および本発行登録追補書類における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日(平成28年12月12日) 現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書(その添付書類を含む。)および本発行登録追補書類における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 ドイツ銀行

代表者の役職氏名マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長ジョナサン・ブレイク

ディレクター 欧州市場部長 マルコ・ツィマーマン

- 1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成27年12月22日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成 27 年 11 月 19 日(発行日)の募集)ドイツ銀行第 10 回円貨社債(2015)券面総額又は振替社債の総額 400 億円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

2016年6月29日

連邦準備制度理事会による 2016 年包括的資本分析検査の結果に関する ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションのステートメント

ドイツ銀行の米国のトランザクション・バンクおよびウェルス・マネジメント業務からなるドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーション (DBTC) は、本日、連邦準備制度理事会 (FRB) が発表した 2016 年の包括的資本分析検査 (CCAR) の結果について回答しました。FRB は、DBTC の資本計画案に対し、定量的な基準では異論はないものの、定性的理由により反対を表明しました。

DB USA コーポレーション CEO 兼ドイチェ・バンク・アメリカズの副 CEO のビル・ウッドリーは以下のように述べています。「ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションの資本の適正性に疑義が生じたことはありません。今回、FRB によって DBTC における進捗が認められたことを感謝するとともに、将来の CCAR に向けて資本計画プロセスを強化するため、今年得た教訓を今後実行に移していきます。」

DBTC および他の参加各社の FRB による CCAR 結果に関する情報公開については、FRB のウェブサイトをご参照ください。

ドイツ銀行は、米国中間持ち株会社 DB USA コーポーレーション (DB USA) を 2016 年 7 月 1 日に設立します。DBTC は同日、DB USA に吸収されます。DB USA が正式に CCAR に参加するのは 2018 年からとなります。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生起した事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

ドイツ銀行、ヴェルナー・スタインミューラーを取締役会メンバーに 指名

グローバル・トランザクション・バンキングにジョン・ギボンズを採用

ドイツ銀行(銘柄コード XETRA: DBKGn. DE / NYSE: DB) は本日、グローバル・トランザクション・バンキング(GTB) 責任者であるヴェルナー・スタインミューラー(62)が取締役会メンバーに加わり、新たにアジア太平洋地域チーフ・エグゼクティブ・オフィサーとしての職責を担うことを発表しました。監査役会の指名委員会が、7月28日に予定されている監査役会の次回会議において、これらの役職への指名を提案します。これらの役職への就任は、規制当局による承認を経て行われます。

スタインミューラーは、1991 年にドイツ銀行に入行し、2004 年より GTB の責任者を務めてきました。

ドイツ銀行のGTB 部門は、キャッシュ・マネジメント、貿易金融および証券サービスの分野において主導的な地位を築いています。同部門は、世界最大のユーロ決済業務を持ち、ドイツにおける輸出信用状の発行業務や米国における証券受託業務で主要な地位を占めています。

スタインミューラーは、今秋、香港に派遣されることが決まっており、この急速に成長する地域に常駐する、初の取締役会メンバーとなります。ドイツ銀行はアジア太平洋地域の16カ国に拠点を持ち、同地域には約20,000人の従業員がいます。スタインミューラーは、ポストバンク監査役会会長の職に引き続き留まる予定です。

スタインミューラーの後任の GTB 責任者には、ジョン・ギボンズ (56) が就任する予定です。ギボンズは JP モルガンにおいて、欧州中東アフリカ地域リージョナル・エグゼクティブ兼銀行および証券会社トレジャリー・サービスのグローバル・ヘッドを務めていました。

ギボンズは 1992 年から 2001 年の間、ドイツ銀行およびバンカーズ・トラストに在籍していました。銀行業界における 34 年のキャリアを持ち、トランザクション・バンキング業務におけるリーダーとして仕事を行ってきました。

ギボンズはロンドンに常駐し、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング責任者ジェフ・アーウィンに報告します。ギボンズは10月に当行に加わる予定です。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング責任者ジェフ・アーウィンは、次のように述べています。「ヴェルナーのグローバル・トランザクション・バンキングにおける長年にわたるリーダーシップに感謝します。そして、取締役会において、引き続きともに働くことを楽しみにしています。ジョン・ギボンズについては、我々は経験豊富で信頼のおけるプロフェッショナルをドイツ銀行に迎えることができたと考えています。彼は将来に向けて我々のビジネスを率いていくために必要な、顧客重視の姿勢とトランザクション・バンキングにおける経験の双方を併せ持った人材です。」

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生起した事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

ドイツ銀行、ニコラ・モローをドイチェ・アセット・マネジメント 担当の取締役会メンバーに指名

キム・ハモンズ、ヴェルナー・スタインミューラーが、取締役会メンバー に就任

ニコラ・モロー (51) は、10月1日付けでドイツ銀行取締役会メンバーに加わり、ドイチェ・アセット・マネジメント部門の責任者に就任します。本件は、本日開催された監査役会において決議されました。モローは、仏保険会社であるアクサより入行します。同社において 25年間にわたる経験を有し、アクサ・インベストメント・マネージャーの最高経営責任者を含む、様々な役職を歴任してきました。直近では、アクサのフランス国内の事業の責任者を務め、グループ・マネジメント・コミッティーのメンバーでした。

ドイツ銀行において、モローは、健康上の理由で6月に退任したクインティン・プライスの後任として、当初3カ年の契約を結び、ロンドンに常駐します。監査役会会長パウル・アッハライトナーは、次のように述べています。「ニコラ・モローは、事業者と顧客の双方の観点から、資産運用業界に関する深い知識を備えています。また、複雑なグローバル金融機関の取締役会メンバーとしても豊富な経験を持っており、今後ドイチェ・アセット・マネジメントを更に発展させていく上で、理想的な基盤を築いてくれるでしょう。」

監査役会はまた、キム・ハモンズとヴェルナー・スタインミューラーが、8月1日付けでドイツ銀行取締役会メンバーに就任することを決議しました。両氏の任期も、当初3カ年に限定されます。

ハモンズ (49) は、2013 年 11 月よりドイツ銀行に在籍しています。ハモンズのリーダーシップの下、ドイツ銀行は IT システムの抜本的な見直しを行っています。2016 年の初めから、ハモンズは、デジタル化への転換、情報セキュリティー、データ管理およびコーポレート・サービスを含む、当行のテクノロジーおよびオペレーション全体の責任者を務めています。今後も、グループ最高業務執行責任者としての職責を担います。

スタインミューラー (62) は、1991 年にドイツ銀行に入行し、2004 年よりグローバル・トランザクション・バンキング (GTB) の責任者を務めてきました。スタインミューラーは、ドイツ銀行の歴史上、アジア太平洋地域に常駐する初の取締役会メンバーとなります。香港に常駐しつつ、この成長地域における事業の経営にあたります。スタインミューラーは、ポストバンク監査役会会長の職に引き続き留まる予定です。

ハモンズとスタインミューラーの加入により、ドイツ銀行取締役会メンバーは 11 名となります。アッハライトナー監査役会会長は、次のように述べています。「ヴェルナー・スタインミューラーを取締役会に迎え、我々は経験豊富で評価の高いバンカーに、アジアにおけるさらなる事業拡大を託しました。彼はこの重要な成長地域における長年の専門家です。」また、「キム・ハモンズは過去数年において、ドイツ銀行の IT システムの抜本的な変更を軌道に乗せることに成功してきました。彼女はドイツ銀行の変革において、必要不可欠な部門の責任者です。」と述べています。

ドイツ銀行 CEO のジョン・クライアンは、取締役会の増員を歓迎し、次のように述べています。 「取締役会の三名の新任メンバーは、それぞれに独自の経験を持っており、これにより取締役会 は強化されるでしょう。モローには、長きにわたる資産運用の分野での経験を取締役会において 生かしてもらえること、また、ハモンズとスタインミューラーについても、それぞれの分野で認 められた専門家である彼らを取締役会に迎えることができ、嬉しく思います。」

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生起した事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

ドイツ銀行: 欧州銀行監督機構 2016 年ストレス・テストの結果

欧州銀行監督機構(EBA)は、本日、EU内の銀行の2016年のストレス・テストの結果を発表しました。本検査の目的は、2つの異なるシナリオ下において、2018年末時点までに各銀行の資本状況がどのように変化するかを分析するものでした。

今回のストレス・テストの結果、ドイツ銀行(銘柄コード XETRA: DBKGn. DE / NYSE: DB)の「標準」シナリオに基づいた場合の 2018 年末時点の普通株式等 Tier 1 (CET1) 比率 (CRR/CRD4 完全 適用ベース) は、12.1%となりました。ドイツ銀行の「景気悪化」シナリオに基づいた場合の 2018 年末時点の CET1 比率は、7.8%となりました。

2016年のストレス・テストでは、訴訟関連を含むオペレーショナル・リスクの影響についてのシミュレーションが初めて行われました。これにより、ドイツ銀行の「景気悪化」シナリオに基づく CET1 比率は 220 ベーシス・ポイント低下しました。しかしながら、今回のドイツ銀行の CET1 比率は、「景気悪化」シナリオに基づく CET1 比率が 7.0%であった 2014年のストレス・テストにおけるよりも高い結果となっています。

ドイツ銀行 CEO ジョン・クライアンは、次のように述べています。「我々は、検査の要求水準が上がったにもかかわらず、2014 年の検査時よりも、2016 年のストレス・テストにおいてより良好な結果を示すことができました。この改善結果は、不断の努力と小さいが前向きな多くの取組みの成果です。今回のストレス・テストは、当行が厳しい状況に対しても十分に準備を整えていることを示しています。」 経営陣は今後も計画に沿って、資本基盤の更なる充実に注力していきます。クライアンはさらに、「我々は、2018 年末時点で、少なくとも 12.5%の CET1 比率を達成するために順調に進んでいます。」と述べています。

CRD4 レバレッジ比率 (完全適用ベース) に関しては、今回の EBA の 2016 年ストレス・テストに おいて、2018 年末時点でドイツ銀行は「標準」シナリオで 3.9%、「景気悪化」シナリオで 3.0%となる結果でした。

表: EBA の 2014 年および 2016 年ストレス・テストにおける、ドイツ銀行の CET1 比率(完全適用ベース)

単位%

ストレス・テスト	開始時点	標準シナリオ	景気悪化シナリオ
2014	9. 2	10. 5	7. 0
2016	11. 1	12. 1	7.8

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生起した事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

ドイツ銀行、RMBS に関する DoJ との交渉を確認

ドイツ銀行(銘柄コード XETRA: DBKGn. DE / NYSE: DB) は、2005 年から 2007 年の期間における当行の住宅ローン担保証券 (RMBS) の発行および引受業務、ならびにこれに関連する証券化業務について、米国司法省 (DoJ) が検討する可能性のある民事請求を解決する目的で、DoJ との交渉を開始したことを確認しました。

当行は、DoJが当初提示した請求額が140億米ドルであったとする市場の憶測、およびDoJが当行に対して、次の段階として対案を提出するよう要請していることを確認します。

ドイツ銀行としては、これらの潜在的な民事請求について、上記金額に近い水準で解決する意図は全くありません。本交渉はまだ始まったばかりの段階です。当行は本交渉により、大幅に低い金額で決着をした同業他社の事例と同様の結果となることを想定しています。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生起した事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

フェニックス・ライフ・ホールディングスが、ドイツ銀行のアビ—・ ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを取得

ドイツ銀行(銘柄コード XETRA: DBKGn. DE / NYSE: DB) は、当行がドイチェ・アセット・マネジメント内で保有しているアビー・ライフ事業(アビー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッド、アビー・ライフ・トラスティ・サービシズ・リミテッド及びアビー・ライフ・トラスト・セキュリティーズ・リミテッド)を売却することについて、フェニックス・グループ・ホールディングス・リミテッドの子会社であるフェニックス・ライフ・ホールディングス・リミテッドと合意したことを発表しました。

本取引の条件に基づき、フェニックス・ライフ・ホールディングス・リミテッドは、アビー・ライフ事業のすべての持分を 9 億 3,500 万ポンド (現在の為替レートで 10.85 億ユーロ) で取得する予定です。

本取引は、健全性規制機構を含む規制当局の承認が必要となります。今回の売却により、取引完了時点において資本にプラスの正味影響をもたらすことになり、2016年6月30日現在のドイツ銀行の普通株式等 Tier 1 資本比率 (CRR/CRD 4 完全適用ベース) にあてはめて試算すると約10ベーシス・ポイント改善することになります。

本取引によって生じる税引前予想損失は約8億ユーロであり、主にのれん及び無形資産の減損によるものです。本取引は、ドイツ銀行の分配可能項目には重要な影響を及ぼさない見込みです。

ドイツ銀行CEOのジョン・クライアンは次のように述べています。「この度、アビー・ライフの保険契約者に十分なサービスを提供する能力を備えた生命保険基金の専門業者であるフェニックス・グループと、本合意に達することができ嬉しく思います。ドイチェ・アセット・マネジメントは、引き続きその主要事業であるアクティブ、パッシブおよびオルタナティブのビジネスに注力していくとともに、本取引によりドイツ銀行の資本基盤も強化されることになります。当行は今後も引き続き、よりシンプルでより良いドイツ銀行の構築を進めていきます。」

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事

象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生起した事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

ドイツ銀行、2016 年第 3 四半期に 6 億 1,900 万ユーロの税引前利益と 2 億 7,800 万ユーロの純利益を計上

ドイツ銀行CEOのジョン・クライアンは次のように述べています。「2016年第3四半期の業績は、当行の事業が良好に推移していることと当行従業員のすぐれた働きをよく示すものとなりました。当行の事業再編は引き続き順調に進展していますが、過去数週間は、米国における住宅ローン担保証券に関する事案について当行が行っている交渉に注目が集まったことにより、こうした順調な進展には目を向けられない状況となりました。市場に予想外の反応を引き起こすこととなった当該事案については、当行は可能な限り速やかに解決すべく取り組んでいます。」

・ 純収益は微増

- 2016年第3四半期の純収益は、厳しい金利環境にもかかわらず、2015年第3四半期の73億ユーロに対し75億ユーロとなりました。

・利息以外の費用は減少

- 利息以外の費用は、 多額の減損や訴訟費用が計上された2015年第3四半期の132億ユーロに対し65億ユーロとなりました。
- 調整済コストは、前年同四半期から約3億5,000万ユーロ減少し、59億ユーロとなりました。

・事業の良好な推移

- 2016 年第3四半期の税引前利益は、再編および退職費用、訴訟費用、減損、非中核事業部門 (NCOU) のリスク 低減による10億ユーロの負担があったにもかかわらず、6億1,900万ユーロを計上しました。
- 2016 年 9 月 30 日に終了した 9 ヵ月間の税引前利益は、再編および退職費用、訴訟費用、減損、NCOU のリスク 低減費用による 30 億ユーロの負担があったにもかかわらず、16 億ユーロを計上しました。

・リスク低減の進展による自己資本比率の改善

- CRR/CRD4 完全適用ベースによる普通株式等 Tier 1 (CET1) 資本比率は、2016 年第 2 四半期末の 10.8%に対し 11.1%となりました。これは、華夏銀行の持ち分処分により想定される 40 から 50 ベーシスポイントの上昇を 加算していない数値です。
- CRR/CRD4 段階的導入ベースによる CET1 資本比率は、2016 年第 2 四半期末の 12.2%に対し 12.6%となりました
- リスク・ウェイテッド・アセットは、主に NCOU のリスク低減を反映して、前四半期末から 180 億ユーロ減少し、3,850 億ユーロとなりました。

・再編は順調に前進

- ドイツにおいて労働者協議会との交渉が終了しました。
- 米国の個人顧客サービスの売却が完了しました。
- アビー・ライフの処分について合意に至りました。

・ 中核事業部門が好調

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング:ドイツにおけるコーポレート・ファイナンスで首位、 新規株式公開においてはグローバルで第5位となり、強さを取り戻しました。
- グローバル・マーケッツ:債券およびその他商品のセールス/トレーディングの堅調な業績により、純収益は 2015 年第3 四半期から10%増加しました。
- プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアンツ:クレジット商品の収益が前年同四半期から 5%増加しました。

- ドイチェ・アセット・マネジメント: 2016 年 9 月 30 日に終了した 9 ヵ月間の税引前利益は、前年同期から 7%増加し、5 億 4,900 万ユーロとなりました。
- ・ デジタル化の進展と技術の向上
 - 2016 年第3四半期、フランクフルトにデジタル・ファクトリー、ダブリンにデータ・ラボが開設されました。 社内クラウドへの移行は開始後順調に推移し、2016 年9月30日に終了した9ヵ月間で45のオペレーティングシステムを41に削減することができました。

グループ業績

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2016年 第3四 半 期	2015年 第3四 半 期	増減	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月	2015年 9月30日に 終了した9ヵ月	増減
純収益	7,493	7,330	163	22,946	26,883	(3,937)
信用リスク引当金繰入額	(327)	(207)	(120)	(891)	(576)	(314)
利息以外の費用	(6,547)	(13,224)	6,676	(20,450)	(29,700)	9,250
税引前利益(損失)	619	(6,101)	6,720	1,606	(3,393)	4,999
純利益(損失)	278	(6,024)	6,302	534	(4,647)	5,182
RWA(単位:十億ユーロ)	385	408	(23)	385	408	(23)
1株当たり有形純資産(単位:ユーロ)	37.54	38.99	(1.45)	37.54	38.99	(1.45)

利息以外の費用

特に表示がは、限り 単位:百万ユーロ	2016年 第3四半期	2016年 第2四 半 期	2016年 第1四半期	2015年 第4四 半期	2015年 第3四半期	2015年 第2四半期	2015 年 第 1 四半期
利息以外の費用	6,547	6,718	7,184	8,967	13,224	7,798	8,678
内:							
のれん/無形資産の減損	(49)	285	0	6	5,770	0	0
訴訟費用	501	120	187	1,238	1,209	1,227	1,544
保険業務に係る費用	167	74	44	122	(29)	10	153
再編および退職費用	76	207	285	790	63	45	67
調整済コスト	5,852	6,032	6,668	6,811	6,210	6,516	6,914
費用/収益比率	87%	91%	89%	135%	180%	85%	84%
報酬比率	39%	40%	40%	47%	45%	38%	33%

注 四捨五入されているため、合計が一致しない可能性がある。

解説

2016年第3四半期の**グループ全体の純収益**は、前年同四半期から2%増加し、75億ユーロとなりました。プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアンツの収益は、前年同四半期における華夏銀行に関する正味マイナスの評価の影響がなかった恩恵を受けており、また、ドイチェ・アセット・マネジメントの収益には、アビーライフの保険加入者のポジションに係る時価評価の大幅に有利な変動が反映されています。グループ全体の収益の増加は、主にグローバル・マーケッツの収益が前年同四半期から10%増加したことを要因とするもので、上記の影響を除くと、グローバル・マーケッツ以外の部門ではすべて減収となり、全体として継続する低金利環境の影響が反映された結果となりました。

2016年第3四半期の**グループ全体の信用リスク引当金繰入額**は、船舶セクターと石油およびガスセクターの市場の低迷が続いたことにより、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング

における引当金繰入額が増加したことを主な要因として、前年同四半期から58%増加し、3億2,700 万ユーロとなりました。

2016年第3四半期の**グループ全体の利息以外の費用**は、前年同四半期から50%減少し、65億ユーロとなりました。2015年第3四半期においては、58億ユーロののれんおよびその他の無形資産の減損が計上されていました。訴訟費用および業績連動報酬は前年同四半期から減少しましたが、情報技術(IT)コストの増加により一部相殺されました。

2016年第3四半期の<u>グループ全体の純利益</u>は、前年同四半期には上記の華夏銀行に関するマイナスの影響や58億ユーロの減損により60億ユーロの純損失であったのに対し、 <math>2億7,800万ユーロの純利益となりました。

自己資本およびレバレッジに関する事項

特に表示がない限り

単位:十億ユ一口	2016年9月30日	2016年6月30日	2015年9月30日
普通株式等 Ter 1 資本比率(CRR/CRD4 完全適用ベース)	11.1%	10.8%	11.5%
リスク・ウェイテッド・アセット(CRR/CRD4 完全適用ベース)	385	402	408
資産合計(IFRS)	1,689	1,803	1,719
CRD 4 レバレッジ・エクスポージャー (CRR/CRD4 完全適用ベース)	1,354	1,415	1,420
レバレッジ比率(CRR/CRD4完全適用ベース)	3.5%	3.4%	3.6%

注 2016 年第 3 四半期の CRR/CRD4 段階的導入ベースによる普通株式等 Tier 1 資本比率は 12.6%、リスク・ウェイテッド・アセットは 3,850 億ユーロ。

解説

当行の2016年第3四半期末現在の**普通株式等Tier 1 (CET1) 資本比率**は、同年第2四半期末から上昇して、CRR/CRD4完全適用ベースで11.1%となりました。2016年第3四半期末現在のCET1資本 (CRR/CRD4完全適用ベース)は429億ユーロに減少しましたが、これは、純利益や株式報酬によるプラスの影響が、主に年金の割引率の引下げや無形資産からの控除額の増加およびアビーライフの売却によるマイナスの影響により相殺されたことによるものです。一方で、リスク・ウェイテッド・アセット (RWA)は、2016年第2四半期末から180億ユーロ減少し、2016年第3四半期末現在では3,850億ユーロとなりました。これは主に、非中核事業部門およびグローバル・マーケッツにおいてRWAが減少したことによるものです。

2016年第3四半期末現在の**CRD4レバレッジ比率**は、CRR/CRD4完全適用ベースで3.5%に上昇しました。これは主に、2016年第3四半期末現在のレバレッジ・エクスポージャーが、同年第2四半期末から600億ユーロ減少して1兆3,540億ユーロとなったことによるものです。

部門別業績

グローバル・マーケッツ(GM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2016年 第3四半期	2015年 第3四半期	増減	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月	2015年 9月30日に 終了した9ヵ月	増減
純収益	2,588	2,344	243	7,826	9,355	(1,529)
セールス/トレーディング(株式)	603	632	(30)	2,074	2,780	(706)
セールス/トレーディング(債券 およびその他商品)	2,067	1,818	248	5,959	6,970	(1,011)
信用リスク引当金繰入額	(30)	(0)	(29)	(84)	(7)	(78)
利息以外の費用	(2,206)	(4,345)	2,139	(6,942)	(10,186)	3,244
非支配持分	(22)	13	(35)	(46)	(25)	(21)
税引前利益(損失)	330	(1,989)	2,318	753	(863)	1,616
RWA(単位:十億ユーロ)	164	167	(3)	164	167	(3)

解説

2016年第3四半期の**GMの純収益**は、前年同四半期から10%増加し、26億ユーロとなりました。この増収は、クレジットおよび金利のビジネスによるものです。2016年第3四半期のエマージング・マーケッツ、アジア・パシフィック・ローカル・マーケッツおよびエクイティからの収益は減少しましたが、外国為替からの収益は横ばいとなりました。

2016年第3四半期のGMの利息以外の費用は、16億ユーロののれんの減損を計上した前年同四半期から49%減少し、22億ユーロとなりました。それ以外の部分は、主に訴訟費用および報酬費用の減少を反映したものでした。

2016年第3四半期の**GMの税引前利益**は3億3,000万ユーロとなり、税引後有形株主資本利益率は3.7%でした。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング (CIB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2016年 第3四半期	2015年 第3四半期	増減	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月	2015年 9月30日に 終了した9ヵ月	増減
純収益	1,963	1,988	(24)	5,676	6,277	(601)
信用リスク引当金繰入額	(176)	(90)	(87)	(427)	(179)	(248)
利息以外の費用	(1,147)	(2,086)	939	(3,861)	(4,969)	1,107
税引前利益(損失)	640	(188)	828	1,387	1,130	257
	82	88	(6)	82	88	(6)

解説

2016年第3四半期の**CIBの純収益**は、前年同四半期から1%減少し、20億ユーロとなりました。コーポレート・ファイナンスの収益は4%増加しましたが、この増収は、株式オリジネーションおよび債券オリジネーションの収益が増加し、アドバイザリーにおける前年同四半期比の減収を相殺したことによるものです。トランザクション・バンキングの収益は5%減少しましたが、この減収は主に、貿易金融および事業法人向けキャッシュ・マネジメントにおける需要の減少や金利マージンの低下傾向によるものです。

2016年第3四半期の**CIBの信用リスク引当金繰入額**は、前年同四半期から8,700万ユーロ増加し、1億7,600万ユーロとなりました。この増加は主に、船舶セクターと石油およびガスセクターに関連するものです。

2016年第3四半期の**CIBの利息以外の費用**は、前年同四半期から45%減少し、11億4,700万ユーロとなりました。これは主に、前年同四半期において無形資産の減損費用と訴訟費用で7億8,300万ユーロを計上していたことによるものです。これらの項目を除けば、利息以外の費用の前年同四半期からの減少は12%となり、これは主に報酬費用の減少によるものでした。

2016年第3四半期の**CIBの税引前利益**は6億4,000万ユーロとなり、税引後有形株主資本利益率は15.4%でした。

プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアンツ(PW&CC)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2016年 第3四半期	2015年 第3四半期	増減	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月	2015年 9月30日に 終了した9ヵ月	増減
純収益	1,740	1,450	290	5,338	5,633	(296)
信用リスク引当金繰入額	(57)	(54)	(3)	(160)	(208)	48
利息以外の費用	(1,566)	(2,531)	965	(4,811)	(5,672)	862
非支配持分	0	0	0	0	0	0
税引前利益(損失)	117	(1,135)	1,252	367	(247)	614
RWA(単位:十億ユーロ)	49	50	(1)	49	50	(1)

解説

2016年第3四半期の**PW&CCの純収益**は、前年同四半期から20%増加し、17億ユーロとなりました。この増収は主に、前年同四半期に発生した華夏銀行に対する当行の持ち分に関する5億ユーロの正味マイナスの評価の影響が、当該四半期にはなかったことによるものです。他方、前年同四半期の収益は、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ(PCC)ビジネスにおける保有株式から受領した約1億ユーロに上る多額の配当の恩恵も受けていました。これらの項目を除くと、収益は前年同四半期から約5%の減少となり、これは主に、低金利環境が続いたことや顧客取引の減少によるものでした。

2016年第3四半期の**PW&CCの信用リスク引当金繰入額**は、前年同四半期から5%増加し、5,700万ユーロとなりましたが、質の高いポートフォリオを反映して引き続き低い水準にとどまりました。

2016年第3四半期の**PW&CCの利息以外の費用**は、前年同四半期から9億6,500万ユーロ減少し、16億ユーロとなりましたが、前年同四半期には、10億ユーロののれんの減損費用が含まれていました。この前年同四半期における減損の影響を除くと、PW&CCの利息以外の費用は、主にデジタル化のための投資や当行のストラテジー2020の実施に関連する費用を反映して、前年同四半期から3%増加しました。

2016年第3四半期の**PW&CCの税引前利益**は1億1,700万ユーロとなり、税引後有形株主資本利益率は 4.2%でした。

ドイチェ・アセット・マネジメント (Deutsche AM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2016年 第3四半期	2015年 第3四 半期	増減	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月	2015年 9月30日に 終了した9ヵ月	増減
純収益	823	633	190	2,220	2,151	69
保険契約のポジションに係る時価の変動 を除いた純収益¹	628	680	(52)	1,911	2,021	(110)
信用リスク引当金繰入額	0	(1)	1	(1)	(1)	0
利息以外の費用	(608)	(491)	(117)	(1,671)	(1,639)	(31)
保険業務に係る費用を除いた利息以外の費用!	(440)	(520)	80	(1,386)	(1,505)	120
非支配持分	0	0	0	0	1	(1)
税引前利益	216	142	74	549	511	37
RWA(単位:十億ユーロ)	13	6	7	13	6	7

1 アビーライフ関連

解説

2016 年第 3 四半期の **Deutsche AM の純収益**は、アビーライフの保険加入者のポジションについての時価評価の変動の影響を除いたベースでは、前年同四半期から 8%減少し、6 億 2,800 万ユーロとなりました。この減少は、運用資産が純額で流出したことをひとつの要因としてアクティブおよびパッシブ両方のマネジメント・フィーが減少したことや、オルタナティブ商品などの他の収益も低調だったことによるものです。

2016 年第 3 四半期の **Deutsche AM の利息以外の費用**は、アビーライフの保険加入者による保険金請求額の影響を除いたベースでは、前年同四半期から 15%減少し、4 億 4,000 万ユーロとなりました。これは主に、報酬費用の減少を反映したものでした。

2016 年第 3 四半期の **Deutsche AM の税引前利益**は 2 億 1,600 万ユーロとなり、税引後有形株主資本利益率は 33.3%でした。

ポストバンク(Postbank)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2016年 第3四半期	2015年 第3四半期	増減	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月	2015年 9月30日に 終了した9ヵ月	増减
純収益	779	837	(58)	2,542	2,497	45
信用リスク引当金繰入額	(45)	(64)	19	(121)	(147)	26
利息以外の費用	(665)	(3,258)	2,593	(2,052)	(4,634)	2,582
非支配持分	0	0	0	0	0	0
税引前利益(損失)	68	(2,486)	2,554	369	(2,285)	2,654
RWA(単位:十億ユーロ)	45	42	2	45	42	2

解説

2016 年第 3 四半期のポストバンクの純収益は、前年同四半期から 7%減少し、7 億 7,900 万ユーロ となりました。これは主に、継続する低金利環境の影響によるものでした。

2016 年第 3 四半期のポストバンクの信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期から 30%減少し、4,500 万ユーロでした。これは、ドイツにおける引き続き良好な経済環境を反映したものです。

2016 年第 3 四半期の**ポストバンクの利息以外の費用**は、前年同四半期から 26 億ユーロ減少し、6 億 6,500 万ユーロでした。これは前年同四半期の費用にのれんおよびその他の無形資産の減損 26 億ユーロが含まれていたことによるものですが、この影響を除くと、デジタル化および当行の戦略の実施のための投資費用が発生したものの、前年同四半期からほぼ横ばいでした。

2016 年第 3 四半期の**ポストバンクの税引前利益**は 6,800 万ユーロとなり、税引後有形株主資本利益率は 3.1%でした。

非中核事業部門(NCOU)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2016年 第3四半期	2015年 第3四半期	増減	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月	2015年 9月30日に 終了した9ヵ月	増減
純収益	(191)	236	(427)	(524)	854	(1,378)
信用リスク引当金繰入額	(17)	0	(17)	(96)	(34)	(62)
利息以外の費用	(330)	(427)	97	(1,083)	(2,198)	1,115
非支配持分	0	(1)	1	0	(1)	2
税引前利益(損失)	(538)	(192)	(346)	(1,703)	(1,379)	(323)
RWA(単位:十億ユ一口)	18	40	(22)	18	40	(22)

解説

2016 年第 3 四半期の<u>非中核事業部門(NCOU)の純収益</u>は、1 億 9,100 万ユーロの損失となりました。これは引き続き、リスク低減のための戦略に注力したことによるものです。これによりリスク・ウェイテッド・アセットは 180 億ユーロとなり、前年同四半期から 55%の減少となりました。

2016 年第 3 四半期の **NCOU の利息以外の費用**は、前年同四半期から 23%減少し、3 億 3,000 万ユーロとなりました。これは主に資産の売却の影響によるものです。

2016 年第 3 四半期の **NCOU の税引前損益**は、主に NCOU におけるリスク低減の取組みに関する費用 の増加により、5 億 3,800 万ユーロの損失となりました。

添付資料:

本資料は2016年第3四半期の補足財務データの抜粋です。

2016 年第 3 四半期の中間報告および 2016 年第 3 四半期の補足財務データは <u>www. db. com/quarterly--</u>results より入手可能です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生起した事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

<u>資料</u> ドイツ銀行グループ損益計算書(未監査)

損益計算書 ————————————————————————————————————				
単位: 百万ユーロ	2016年9月30日に 終了した3ヵ月	2015年9月30日に 終了した3ヵ月	2016年9月30日に 終了した9ヵ月	2015年9月30日に 終了した9ヵ月
利息および類似収益	6,359	6,661	19,112	20,05
利息費用	2,834	2,968	7,971	8,029
純利息収益	3,525	3,693	11,142	12,02
信用リスク引当金繰入額	327	207	891	570
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	3,198	3,486	10,251	11,448
手数料およびフィー収益	3,027	3,108	8,825	9,830
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に 係る純利得	390	700	2,111	4,279
売却可能金融資産に係る純利得	111	59		29
持分法適用投資による純利益(損失)	75	(542)	427	(121
満期保有証券による純利益	0	0	0	
その他の収益	366	312	(34)	568
利息以外の収益合計	3,968	3,637	11,805	14,858
給与手当	2,894	3,309	9,047	10,189
一般管理費	3,490	4,171	10,447	13,57
保険業務に係る費用	167	(29)	285	134
無形資産の減損	(49)	5,770	236	5,770
再構築費用	45	2	435	3
利息以外の費用合計	6,547	13,224	20,450	29,70
刊版の介の真が自由				
税引前利益(損失)	619	(6,101)	1,606	(3,393
	619 340	(6,101) (77)	1,606 1,071	(3,393 1,254
税引前利益(損失) 法人所得税費用(ベネフィット)			,	1,25
税引前利益(損失)	340	(77)	1,071	

<u>資料</u> ドイツ銀行グループ貸借対照表(未監査)

<u>資産</u>		
単位:百万ユーロ	2016年9月30日現在	2015年12月31日現在
現金および中央銀行預け金	108,250	96,940
インターバンク預け金(中央銀行以外)	10,608	12,842
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券(逆レポ)	22,327	22,456
借入有価証券	29,096	33,557
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング資産	176,456	196,035
デリバティブ金融商品のプラスの時価	542,205	515,594
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	116,518	109,253
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	835,179	820,883
売却可能金融資産	68,921	73,583
持分法適用投資	928	1,013
貸出金	422,979	427,749
満期保有証券	3,215	0
土地建物および設備	2,697	2,846
のれんおよびその他の無形資産	9,560	10,078
その他の資産	166,264	118,137
当期税金資産	1,215	1,285
繰延税金資産	7,711	7,762
資産合計	1,688,951	1,629,130

<u>資料</u> ドイツ銀行グループ貸借対照表(未監査)

負債および資本		
単位:百万ユーロ	2016年9月30日現在	2015年12月31日現在
預金	540,609	566,974
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券(レポ)	20,484	9,803
貸付有価証券	2,572	3,270
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング負債	61,785	52,304
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	524,113	494,076
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される金融負債	54,967	44,852
投資契約負債	7,822	8,522
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	648,687	599,754
その他の短期借入金	22,352	28,010
その他の負債	207,458	175,005
引当金	9,560	9,207
当期税金負債	1,261	1,699
繰延税金負債	828	746
長期債務	162,277	160,016
信託優先証券	6,135	7,020
自己普通株式購入義務	0	0
負債合計	1,622,224	1,561,506
普通株式、無額面、名目価値 2.56 ユーロ	3,531	3,531
資本剰余金	33,597	33,572
利益剰余金	20,860	21,182
自己普通株式、取得原価	(21)	(10)
自己普通株式購入義務振替額	0	0
その他の包括利益累計額、税引後 ⁽¹⁾	3,803	4,404
株主持分合計	61,770	62,678
その他の資本構成要素(2)	4,673	4,675
非支配持分	284	270
資本合計	66,727	67,624
負債および資本合計	1,688,951	1,629,130

⁽¹⁾ 確定拠出年金に関連した数理計算上の差異を除く(税引後)。

⁽²⁾ その他 Tier 1 証券 (ドイツ銀行発行の無担保劣後債券、IFRS に従い資本に分類される)を含む。

<u>資料</u> ドイツ銀行グループ主要財務指標(未監査)

	2016年 第3四半期	2015年 第3四半期	2016年 第2四半期	増減 (前年同四半期比)	増減 (前四半期比)
CRR/CRD4レバレッジ比率 (完全適用ベース) (1)	3.5%	3.6%	3.4%	(0.1)ppt	0.1ppt
CRR/CRD4レバレッジ・エクスポージャー(1) 単位:十億ユーロ	1,354	1,420	1,415	(5)%	(4)%
普通株式等 Tier 1 資本比率 (2)(3)(4)(5)	11.1%	11.5%	10.8%	(0.4)ppt	0.3ppt
リスク・ウェイテッド・アセット ⁽⁴⁾⁽⁵⁾ 単位:十億ユーロ	385	408	402	(6)%	(4)%
調整済みコスト(6) 単位:百万ユーロ	5,852	6,210	6,032	(6)%	(3)%
平均株主持分合計利益率(税引後)(3)	1.6%	(34.8)%	0.1%	36.5ppt	1.5ppt
平均有形株主資本利益率(税引後)(3)(7)	2.0%	(43.9)%	0.1%	45.9ppt	1.8ppt
費用/収益比率 (3)	87.4%	180.4%	91.0%	(93.0)ppt	(3.6)ppt
報酬比率 (3)	38.6%	45.1%	40.1%	(6.5)ppt	(1.4)ppt
非報酬比率 ⁽³⁾	48.8%	135.3%	50.9%	(86.5)ppt	(2.2)ppt
純収益合計 単位:百万ユーロ	7,493	7,330	7,386	2%	1%
信用リスク引当金繰入額 単位:百万ユーロ	327	207	259	58%	26%
利息以外の費用合計 単位:百万ユーロ	6,547	13,224	6,718	(50)%	(3)%
税引前利益(損失) 単位:百万ユーロ	619	(6,101)	408	N/M	52%
純利益(損失) 単位:百万ユーロ	278	(6,024)	20	N/M	N/M
資産合計 (4) 単位:十億ユーロ	1,689	1,719	1,803	(2)%	(6)%
株主持分合計 4 単位:十億ユーロ	62	64	62	(3)%	(0)%
基本的1株当たり利益(損失) ⁽⁸⁾	€0.18	(€4.35)	(€0.19)	N/M	N/M
希薄化後1株当たり利益(損失) ⁽⁸⁾	€0.18	(€4.35)	(€0.19)	N/M	N/M
基本的流通株式1株当たり純資産 ⁽³⁾	€44.42	€46.16	€44.54	(4)%	(0)%
基本的流通株式1株当たり有形純資産 ⁽³⁾	€37.54	€38.99	€37.40	(4)%	0%
拠点数 ⁽⁴⁾	2,712	2,792	2,721	(3)%	(0)%
内、ドイツ国内の拠点数	1,807	1,829	1,808	(1)%	(0)%
従業員数(常勤相当) ⁽⁴⁾	101,115	100,407	101,307	1%	(0)%
内、ドイツ国内の従業員数	45,457	45,921	45,744	(1)%	(1)%
ドイツ銀行株式 株価 (四半期末) ⁽⁹⁾	€11.57	€24.07	€12.33	(52)%	(6)%
ドイツ銀行株式 高値 ⁽⁹⁾	€13.84	€32.31	€17.54	(57)%	(21)%
ドイツ銀行株式 安値 ⁽⁹⁾	€9.90	€22.95	€12.05	(57)%	(18)%
長期格付 (4)					
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	Baa2	A3	Baa2		
スタンダード・アンド・プアーズ	BBB+	BBB+	BBB+		
フィッチ・レーティングス	Α-	Α	A-		

⁽¹⁾ 現行のCRR/CRD4規制 (2015年1月17日付EU官報で公表のレバレッジ比率に関する Commission Delegated Regulation(EU) 2015/62 による改定を含む) に基づく。

- (2) 2016年度について普通株式の無配当を提案するとする取締役会の決定に基づく。欧州中央銀行政策理事会の異論がないことを条件とする。
- (3) 比率の定義については、「Financial Data Supplement 3Q 2016 (英文)」の20-21頁を参照のこと。
- (4) 四半期末時点
- (5) 規制自己資本、リスク・ウェイテッド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD4完全適用ベースに基づく。
- (6) 調整済みコストの調整については、「Financial Data Supplement 3Q 2016 (英文)」の19頁を参照のこと。
- (7) 平均有形株主資本の調整については、「Financial Data Supplement 3Q 2016 (英文)」の17-19頁を参照のこと。
- (8) 本項目の利益は、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた2億7,600万ユーロ (税引後)、2億2,800万ユーロ (税引後)につき調整されている。IAS第33号によれば、その他Tier 1証券のクーポン支払い相当額は、ドイツ銀行株主に帰属しないため、計算にあたり控除される必要がある。この調整により、2016年第2四半期については、1株当たり損失となっている。 希薄化後1株当たり利益には、想定される転換による分子への影響を含む。ただし、純損失の状況下では、これを含めると1株当たり損失の
- 布得化後1体目にり利益には、忠定される転換によるガデベル影響を占む。ただし、純損大の状况下では、これを占めると1体目にり損失の額を減少させることになるため、通常、1株当たり利益(損失)の計算において潜在的な希薄化後株式数は考慮されない。
- (9) 株価情報の出所:ブルームバーグ (XETRAに基づく。高値および安値は日中取引最高値/最安値)。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計(2015年12月31日現在1兆6,290億ユーロ)からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2015年12月31日現在で、当行は、常勤相当で101,104名の従業員を雇用し、世界70か国で2,790支店(そのうち65%はドイツ国内)を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

(便宜上記載されている日本円金額は、2016年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=123.65円)により計算されている。)

(a) ドイツ銀行グループ (連結ベース) (注1)

(特に表示がない限り単位:百万ユーロ(億円))

年 度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
信用リスク引当金繰入額控除後の	15, 606	14, 254	12, 769	13, 138	14, 925
純利息収益	(19, 297)	(17, 625)	(15, 789)	(16, 245)	(18, 455)
利息以外の収益合計	15, 783	17, 761	17, 082	17, 677	17, 644
	(19, 516)	(21, 961)	(21, 122)	(21, 858)	(21, 817)
純収益合計 (注2)	31, 389	32, 015	29, 850	30, 815	32, 569
	(38, 812)	(39, 587)	(36, 910)	(38, 103)	(40, 272)
税引前利益(損失)	5, 390	814	1, 457	3, 116	-6, 097
	(6, 665)	(1, 007)	(1, 802)	(3, 853)	(-7, 539)
当期純利益(損失)(注3)	4, 326	316	681	1, 691	-6, 772
	(5, 349)	(391)	(842)	(2, 091)	(-8, 374)
包括利益(損失)合計(税引後)	5, 573	612	-1, 144	6, 102	-4, 278
	(6, 891)	(757)	(-1, 415)	(7, 545)	(-5, 290)
普通株式	2, 380	2, 380	2, 610	3, 531	3, 531
	(2, 943)	(2, 943)	(3, 227)	(4, 366)	(4, 366)
株主持分合計	53, 390	54, 001	54, 719	68, 351	62, 678
	(66, 017)	(66, 772)	(67, 660)	(84, 516)	(77, 501)
資産合計	2, 164, 103	2, 022, 275	1, 611, 400	1, 708, 703	1, 629, 130
	(2, 675, 913)	(2, 500, 543)	(1, 992, 496)	(2, 112, 811)	(2, 014, 419)
普通株式等Tier 1資本比率 (CRR/CRD 4適 用ベース) (%) ^(注4)	9.5	11.4	12.8	15. 2	13. 2
普通株式等Tier 1資本比率 (CRR/CRD 4完 全適用ベース) (%) ^(注5)	_	_	_	11.7	11. 1
Tier 1自己資本率(CRR/CRD 4適用ベース) (%) ^(注4)	12.9	15. 1	16.9	16. 1	14. 7
Tier 1自己資本率 (CRR/CRD 4完全適用ベース) (%) ^(注5)	_	_	_	12.9	12. 3
基本的流通株式1株当たり純資産	58. 11	57. 37	50. 80	49. 32	45. 16 (5, 584)
(ユーロ(円))	(7, 185)	(7, 094)	(6, 281)	(6, 098)	
基本的1株当たり利益(損失) ^(注6)	4. 25	0. 27	0. 64	1. 34	-5.06 (注7)
(ユーロ(円))	(526)	(33)	(79)	(166)	(-626)

希薄化後1株当たり利益(損失) (注6)	4. 11	0. 26	0. 62	1. 31	-5.06 ^(注7)
(ユーロ(円))	(508)	(32)	(77)	(162)	(-626)
営業活動によるキャッシュ・フロー	7, 802	-23, 954	7, 184	2, 052	67, 252
	(9, 647)	(-29, 619)	(8, 883)	(2, 537)	(83, 157)
投資活動によるキャッシュ・フロー	11, 915	-2, 647	-3, 015	-12, 824	-8, 242
	(14, 733)	(-3, 273)	(-3, 728)	(-15, 857)	(-10, 191)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-3, 160	-2, 152	-544	5, 795	-5, 583
	(-3, 907)	(-2, 661)	(-673)	(7, 166)	(-6, 903)
現金および現金同等物の期末残高	81, 946	53, 321	56, 041	51, 960	105, 478
	(101, 326)	(65, 931)	(69, 295)	(64, 249)	(130, 424)
従業員数(常勤相当) (人)	100, 996	98, 219	98, 254	98, 138	101, 104

- (注1) 当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。
- (注2) 信用リスク引当金繰入額控除後
- (注3) 当期純利益のうち、21百万ユーロ、28百万ユーロ、15百万ユーロ、53百万ユーロおよび194百万ユーロは、それぞれ2015年度、2014年度、2013年度、2012年度および2011年度の非支配持分に帰属する純利益である。
- (注4) 2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。2013年、2012年および2011年の数値は「バーゼル2.5」に基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイテッド・アセットとの関連を示している。2013年までは、ドイツ銀行法第64h条第(3)項に従い、暫定項目の影響は除かれている。
- (注5) 2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの完全適用ベースに基づいている。
- (注6) 基本的および希薄化後の平均流通株式数は、増資に関連して2014年6月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため、2014年6月より前の全ての期間で修正されている。
- (注7) 利益は、2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとして支払われた2億2,800万ユーロ(税引後)によって調整されている。

(b) ドイツ銀行

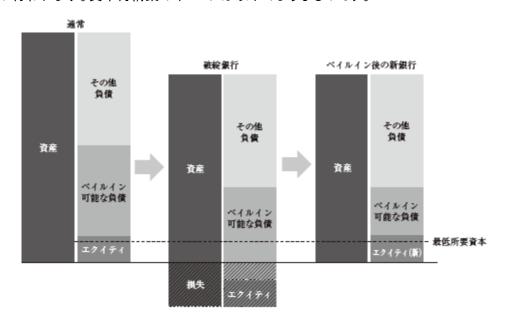
(特に表示がない限り単位:百万ユーロ(億円))

年 度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
収益合計	36, 529	32, 711	30, 317	29, 384	33, 212
	(45, 168)	(40, 447)	(37, 487)	(36, 333)	(41, 067)
営業利益	4, 269	3, 090	3, 481	2, 284	2, 824
	(5, 279)	(3, 821)	(4, 304)	(2, 824)	(3, 492)
当期純利益	1, 426	729	893	1, 263	30
	(1, 763)	(901)	(1, 104)	(1, 562)	(37)
資本金	2, 380	2, 380	2, 610	3, 531	3, 531
	(2, 943)	(2, 943)	(3, 227)	(4, 366)	(4, 366)
資産合計	1, 869, 074 (2, 311, 110)		1, 385, 430 (1, 713, 084)	1, 520, 459 (1, 880, 048)	
純資産額	33, 990 (42, 029)	34, 752 (42, 971)	37, 839 (46, 788)	46, 816 (57, 888)	45, 828 (56, 666)
1株当たり純資産額 ^(注1)	35. 65	36. 54	36. 21 (4, 477)	33. 10	33. 11
(ユーロ (円))	(4, 408)	(4, 518)		(4, 093)	(4, 094)
1株当たり利益	1. 53	0. 78	0. 88	0. 92	0. 02
(ユーロ (円))	(189)	(96)	(109)	(114)	(2)
1株当たり配当	0.75	0.75	0.75	0. 75	0. 00
(ユーロ(円))	(93)	(93)	(93)	(93)	(0)
配当性向(%)	48. 9	95. 6	85.6	81. 9	0.0
従業員数(人) ^(注2)	27, 634	27, 727	27, 440	27, 286	28, 151

- (注1) 配当可能利益を除く。
- (注2) 常勤相当の平均従業員数。

「ベイルイン」、「TLAC 規制」とは?

- 「ベイルイン」とは・・・ サブプライム問題に端を発する金融危機の間、政府が普通株式や優先株式の形態で公的資金を注入することにより、数多くの危機に瀕した大手銀行に公的資金の注入による救済(ベイルアウト)が行われました。つまり、銀行が発生させた損失を、その銀行の株主や債権者ではなく、その銀行に対してリスクを負っていない納税者が負担することになりました。そこで、バーゼルⅢでは、納税者負担を最小化し、銀行の株主や債権者が負って然るべき損失を負担させる枠組みとして、「ベイルイン」が導入されています。
- TLAC(Total Loss-Absorbing Capacity: 総損失吸収力)規制とは・・・ 金融安定理事会(FSB)が 2019 年 1 月から実施することを予定している世界の主要 30 行(日本では 3 メガバンク)を対象とした規制です。債権者に元本の削減・免除を要求できる債券を発行することなどにより、公的な資本注入によらずに、債権カット等により資本を回復させるための「ベイルイン」の枠組みで、金融危機の度に起きる「大きすぎて潰せない(too big to fail)」銀行の問題への対応策のひとつとしても注目されています。
- また、アメリカ、欧州、日本など各国ごとに、破綻処理法制は微妙な違いがありますが、共通していることは、これまでの破綻処理は破綻後に行われてきたのに対し、ベイルインでは破綻の可能性が高まり実質的な破たん状態にあると金融当局等が判断した場合に、破綻確定前に資本の再構築を行ういわゆる破綻前処理が行われます。資本再構築のイメージは以下のようなものです。



- 従って、ベイルインが実行される際には、破綻前(実質的な破綻状態)に債券の元本が毀損する可能性があります。一方で、従来の破綻処理においては、破綻後に債券の元本が毀損する可能性があります。つまり、元本の毀損するタイミングに違いがあります。
- 発行体のドイツ銀行は、ドイツの法律に準拠する銀行です。ドイツでは、既にベイルインに関する一連の法律の整備が終了し、2015 年 1 月 1 日に発効したことで、ドイツの銀行が発行するシニア債は、原則的に既発行のものも含めて「ベイルイン可能な負債」に該当します。

本資料は、情報提供のみを目的として弊社が作成したものです。本資料は、信頼できると考えられる情報等に基づき作成しておりますが、記載内容に関する確実性あるいは完全性を弊社が保証するものではありません。本資料に記載された内容は、あくまでも作成時点(2016 年 3 月 7 日)の法令その他関連情報等に基づくものであり、今後、関連法令等の整備が進み、規制内容等が変更されることがあります。

エイチ・エス証券株式会社 金融所品取引業者 関東財務局長(金商)第 35 号加入協会 / 日本証券業協会

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。 あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- ○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 〇外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入 対価のみをお支払いただきます。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向 をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

<u>金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあり</u>ます

- ・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- ・通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

<u>債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります</u>

- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に 変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の 悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の 削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更があります。

・外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされてい

るものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取り次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券(一部を除く。)の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法 人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の 法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、 当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券 をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの 事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合 があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

当社の概要

商 号 等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号

本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27 階

加入協会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資 本 金 30 億円

主 な事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 2006 年 9 月

連絡 先 03-4560-0233(コンプライアンス統括部)又はお取引のある支店にご連絡ください。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html)でご確認いただけます。

以上

(平成 28 年 7 月 22 日)